

## 令和7年第3回 邑南町議会定例会（第1日目）会議録

1. 招集年月日 令和7年3月3日（令和7年2月20日告示）  
 2. 招集の場所 邑南町役場 議場  
 3. 開 会 令和7年3月3日（月） 午前9時30分  
           散会 午後3時37分

4. 応招議員

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1番	石國佳壽子	2番	奈須 正宜	3番	鍵本 亜紀	4番	野田 佳文
5番	日高八重美	6番	瀧田 均	7番	平野 一成	8番	和田 文雄
9番	宮田 博	10番	漆谷 光夫	11番	中村 昌史	12番	辰田 直久
13番	石橋 純二						

5. 不応招議員 なし

6. 出席議員 13名

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1番	石國佳壽子	2番	奈須 正宜	3番	鍵本 亜紀	4番	野田 佳文
5番	日高八重美	6番	瀧田 均	7番	平野 一成	8番	和田 文雄
9番	宮田 博	10番	漆谷 光夫	11番	中村 昌史	12番	辰田 直久
13番	石橋 純二						

7. 欠席議員 なし

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名

8. 地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名	職名	氏名
町長	大屋 光宏	副町長	白須 寿	総務課長	大賀 定
資産経営課長	沖野 弘輝	情報みらい創造課長	柳川 修司	地域みらい課長	田村 哲
財務課長	三上 和彦	町民課長	秋田 敏子	医療福祉政策課長	坂本 晶子
産業支援課長	小笠原 誠治	建設課長	上田 修	保健課長	岩井 和也
羽須美支所長	三上 徹	瑞穂支所長	三浦 康孝		
教育長	大橋 覚	学びのまち総務課長	植田 啓司	学びのまち推進課長	原 拓矢
水道課長	高瀬 満晃	監査委員	迫田 悦三		

9. 本会議に職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 井上 義博 事務局調整監 田中 利明

10. 町長提出議案の題目 別紙のとおり

11. 会議録署名議員の氏名

議席	氏名	議席	氏名
4番	野田 佳文	5番	日高 八重美

12. 本日の会議の大要は別紙のとおりである。

# 令和7年第3回邑南町議会定例会議事日程（第1号）

令和7年3月3日（月）午前9時30分開会

開会、開議宣告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告

日程第5 町長施政方針

日程第6 教育方針

日程第7 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦

日程第8 承認第1号 専決処分の承認  
（令和6年度邑南町一般会計補正予算第11号）

日程第9 承認第2号 専決処分の承認  
（令和6年度邑南町一般会計補正予算第12号）

日程第10 議案第6号 邑南町税条例の一部改正

日程第11 議案第7号 邑南町子ども等医療費助成条例の一部改正

日程第12 議案第8号 邑南町斎場条例の一部改正

日程第13 議案第9号 邑南町道路占用料徴収条例の一部改正

日程第14 議案第10号 邑南町定住住宅管理条例の一部改正

日程第15 議案第11号 邑南町自治会館、多目的集会所及び農村公園条例の一部改正

日程第16 議案第12号 邑南町まち・ひと・しごと創生基金条例の一部改正

- 日程第17 議案第13号 邑南町福祉医療費助成条例の一部改正
- 日程第18 議案第14号 邑南町デイサービスセンター条例の一部改正
- 日程第19 議案第15号 邑南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正
- 日程第20 議案第16号 政治倫理の確立のための邑南町長の資産等の公開に関する条例の一部改正
- 日程第21 議案第17号 邑南町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正
- 日程第22 議案第18号 邑南町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正
- 日程第23 議案第19号 邑南町職員の給与に関する条例の一部改正
- 日程第24 議案第20号 邑南町消防団員等公務災害補償条例の一部改正
- 日程第25 議案第21号 邑南町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正
- 日程第26 議案第22号 邑南町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正
- 日程第27 議案第23号 邑南町個人情報保護審議会条例の一部改正
- 日程第28 議案第24号 邑南町個人情報保護法施行条例の一部改正
- 日程第29 議案第25号 邑南町道の駅設置及び管理に関する条例の一部改正
- 日程第30 議案第26号 邑南町集団宿泊研修施設条例の廃止
- 日程第31 議案第27号 邑南町ふれあい体験農園条例の廃止
- 日程第32 議案第28号 邑南町長等及び職員のハラスメント防止に関する条例の制定
- 日程第33 議案第29号 邑南町地域運営組織条例の制定

- 日程第34 議案第30号 邑南町小中学校の在り方検討委員会設置条例の制定
- 日程第35 議案第31号 財産の取得  
( 町内中学校教師用指導書及び指導者用教科書購入 )
- 日程第36 議案第32号 邑南町森林整備計画の一部変更
- 日程第37 議案第33号 邑南町観光戦略の一部変更
- 日程第38 議案第34号 指定管理期間の変更  
( 石見デイサービスセンターの指定管理期間の変更 )
- 日程第39 議案第35号 指定管理期間の変更  
( 日貫地区5自治会館の指定管理期間の変更 )
- 日程第40 議案第36号 指定管理者の指定  
( 邑南町観光案内所、  
邑南町農林水産物直売・食材供給施設 )
- 日程第41 議案第37号 指定管理者の指定  
( 邑南町農産物処理加工施設 )
- 日程第42 議案第38号 町道路線の廃止  
( 廃止路線1路線 )
- 日程第43 議案第39号 町道路線の認定  
( 認定路線1路線 )
- 日程第44 議案第40号 令和6年度邑南町一般会計補正予算第13号
- 日程第45 議案第41号 令和6年度邑南町国民健康保険事業特別会計  
補正予算第5号
- 日程第46 議案第42号 令和6年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計  
補正予算第5号
- 日程第47 議案第43号 令和6年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計  
補正予算第3号

- 日程第48 議案第44号 令和6年度邑南町電気通信事業特別会計  
補正予算第3号
- 日程第49 議案第45号 令和6年度邑南町下水道事業会計  
補正予算第2号
- 日程第50 議案第46号 令和7年度邑南町一般会計予算
- 日程第51 議案第47号 令和7年度邑南町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第52 議案第48号 令和7年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計予算
- 日程第53 議案第49号 令和7年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第54 議案第50号 令和7年度邑南町電気通信事業特別会計予算
- 日程第55 議案第51号 令和7年度邑南町水道事業会計予算
- 日程第56 議案第52号 令和7年度邑南町下水道事業会計予算

令和7年第3回 邑南町議会定例会（第1日目） 会議録

【令和7年3月3日（月）】

—— 午前9時30分 開会 ——

~~~~~○~~~~~

（ 開会、開議宣告 ）

●石橋議長（石橋純二） おはようございます。  
（ 「おはようございます」の声あり ）

●石橋議長（石橋純二） ただいまから、令和7年第3回邑南町議会定例会を開会いたします。これより本日の会議を開きます。本日の議事日程はあらかじめお手元に配布したとおりでございます。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第1 会議録署名議員の指名 ）

●石橋議長（石橋純二） 日程第1。会議録署名議員の指名をいたします。4番野田議員。5番日高議員。お願いをいたします。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第2 会期の決定 ）

●石橋議長（石橋純二） 日程第2。会期の決定を議題といたします。お諮りをいたします。本定例会の会期は、本日3月3日から3月17日の15日間といたしたいと思っております。これに御異議はありませんか。  
（ 「異議なし」の声あり ）

●石橋議長（石橋純二） 異議なしと認めます。したがって本定例会の会期は、本日3月3日から3月17日の15日間とすることに決定をいたしました。



( 日程第3 諸般の報告 )

●石橋議長 (石橋純二) 日程第3。諸般の報告を行います。監査委員より、報告第1号例月現金出納検査結果報告、報告第2号令和6年度定期監査報告、議長等の動静報告はお手元に配布しておりますとおりでございます。受理をした陳情は陳情文書表のとおり、受理番号1矢上高校野球部が利用できる屋内練習場の設置について。陳情は、産業建設常任委員会に付託しましたので報告いたします。



( 日程第4 行政報告 )

●石橋議長 (石橋純二) 日程第4。行政報告。これより町長に行政報告及び諸般の報告を行っていただきます。

○大屋町長 (大屋光宏) 議長、番外。

●石橋議長 (石橋純二) 番外、大屋町長。

○大屋町長 (大屋光宏) 令和7年第3回邑南町議会定例会に当たり、12月議会定例会以降の行政執行の主なものについて、御報告申し上げます。はじめに現在進めております諸施策等について、申し上げます。令和6年1月1日に発生した能登半島地震災害について、昨年1月9日から、役場本庁と各支所、各地区公民館の計15か所に義援金箱を設置しました。10月からは設置箇所を役場本庁と各支所の計3か所とし、昨年12月27日まで義援金箱を設置した結果、115万1,144円の義援金をいただきました。いただきました義援金は、日本赤十字社を通じて被災地へお送りしています。町民の皆さんの温かい善意に感謝するとともに、被災地の一日も早い復旧復興を祈念いたします。次に、本年1月14日火曜日に矢上地区からスタートしました令和6年度町政座談会の開催についてですが、途中大雪のため、2月5日水曜の田所地区と2月7日金曜の高原地区を延期し、2月18日火曜に2地区合同の開催を最後に12公民館単位での開催が終了しました。日程の都合上、冬の寒い時期の開催となりましたが全体で338人の皆さんに御参加いただきました。次に、町長への手紙についてですが、個人の尊厳を守り自分らしく活躍しながら生きられる社会、人と人とのつながりのある住み心地の良いまちの実現のため、多くの皆さんがまちづく

りに参加できるよう、本年1月から、町ホームページ上に町長への手紙を設置しました。専用フォームから、直接御意見、思いを伝えられるようになっております。また、これまでどおり町長室直通ファックス、庁舎ごとのご意見箱も利用できるようになっております。次に、職場におけるハラスメントについてですが、厚生労働省は12月を職場のハラスメント撲滅月間と定め、ハラスメントの無い職場づくりを推進するため、集中的に広報啓発活動を実施しています。この時期にあわせ、邑南町役場の全職員に対してハラスメント実態調査を実施しました。結果として、一定数職場でハラスメントを受けたことがある、聞いたことがあるという回答がありました。この実態調査の結果については、町長である私のメッセージとともに職員に対してお知らせしております。職場のハラスメント撲滅と、町長をはじめ町三役がハラスメント撲滅の責任者として、決して職員に対するハラスメントの加害者とならないという決意を示すため、本定例会において、邑南町長等及び職員のハラスメント防止に関する条例の制定を提案いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。次に、その他の行政施策について申し上げます。令和6年5月に策定した第2次邑南町行財政改善計画については、基本方針ごとに掲げる重点項目の各取組事項の進捗状況を担当課ごとに取りまとめを進めています。取りまとめ次第、ホームページ等で報告させていただきます。また、副町長をトップとする財政再建プロジェクトチームを設置し、財務課・総務課が事務局を担い、組織全体として横断的に財政再建に向けた協議検討を重ねていきます。すでに2月25日に、第1回プロジェクトチーム会議を開催しており、令和7年4月以降も着実に進めていきます。次に、令和4年度から取り組んでいる内部統制制度についてですが、今後令和7年3月31日を基準日として、令和6年度の財務に関する事務に係る内部統制の評価を行い、3年目となる評価報告書を監査委員へ提出し、審査を依頼することになります。令和5年度においては、事務事業の重大な不備を3件確認しました。次に、地域コミュニティの再編について申し上げます。現在邑南町は地域運営組織形成支援事業を進めており、町職員や中間支援組織が地域での話し合い等へ参加すると共に、地域運営組織の設立に向けた話し合い等に係る経費等の補助を行っています。現在は、令和6年10月に自治会を地区単位に統合した井原自治会に続いて、日貫地区では現在の5自治会全てが2月中にそれぞれ自治会総会を開催され、3月末をもって解散することが確認されました。そして3月14日には日貫地区自治協議会を解散し、新しい地域運営組織としてひぬい自治会を設立する予定となっています。次に、出羽地区では既に地区単位の自治会ではありますが、令和7年度から地域運営組織として活動する方向で議論が進んでおります。以上の3つの地区は、令和7年度から町の定める地域運営組織として認定申請を出される予定であり、町としましては、新たな交付金制度や地域マネージャーの配置などで支援を行

ってまいります。次に、道の駅瑞穂再整備事業について申し上げます。現在実施中の工事の状況ですが、地中熱を活用した融雪設備整備工事については工事完成期日を延長し工事を進めているところですが、現在融雪用ポンプなど機械設備の設置と融雪用の不凍液を配管内へ充填する工程を行っており、2月末の進捗率は95%です。次に、本体建築等工事については、現在屋根工事と内装工事を進めておりますが、鉄骨等の資材調達に想定外の時間を要したため契約工事期間内での完成が困難となり、工事完成期日の延長について事業者と協議を行っているところです。この工事の2月末の進捗率は70%です。次に、外構工事については、現在第1駐車場の舗装工事を進めているところです。引き続き第2駐車場ほか構造物の設置等進めていきますが、本体建築等工事の工事期間延長の影響を受けるため、外構工事も契約工事期間内での完成が困難となりました。現在本体建築等工事と同様に、工事完成期日の延長について事業者と協議をしており、2月末の進捗率は50%です。次に、羽須美地域で令和2年度から5年間の計画で進めておりました、小さな拠点づくりモデル地区推進事業の取組み状況についてですが、令和2年度に住民の話合いにより作成したはすみの村づくり計画に基づき、あすな地区応援隊が立ち上がり、阿須那・口羽両地区で住民自身が運営主体となる、地域での活動組織の体制が整いました。今後は、地域運営組織の立ち上げに向けて活動を支援する予定です。この両地区の組織をつなぐ存在として、NPO法人はすみ振興会が両地区をまたぐデマンド交通の運営を続けており、事業終了後においても、はすみ振興会、口羽をてごおする会、あすな地区応援隊が連絡会議を開催し、情報共有を図りながら、将来的な組織、事業の集約について話合いを続けてまいります。ハード事業では、口羽地区では、デマンド交通とバスをつなぐターミナル、住民サービスを一体的にワンストップで提供する拠点である暮らしのターミナルの整備として、支所と公民館をつなぐ渡り廊下設置工事、口羽公民館を待合所とするための工事をしました。引き続き口羽ターミナル整備事業として、三江線代替交通の備北バス・町営バス・はすみデマンドの接続点として、バス乗降場・バス転回場・駐車場の整備を行います。阿須那地区では、住民運営組織として活動しているあすな地区応援隊を中心とし、住民がより集いやすい拠点整備となるよう協議を重ね、公民館内部の改修工事を実施しました。次に、地域観光新発見事業について申し上げます。国の補助事業を活用し昨年9月より邑南町観光協会へ業務を委託し実施してまいりました、観光コンテンツの造成・販売事業について、五右衛門風呂体験、わら灰こんにゃく、野草茶づくりなどの里山の暮らしの知恵などを体験できる3種のツアーが造成され販売が行われています。また、併せて実施しておりました観光ホームページのリニューアルについても事業が完了し、新たなホームページが公開されています。次に、建設関係の事業で今年度完了又は完了予定の事業について申し上げます。はじめ

に、島根県の事業について申し上げます。農業農村整備事業で、平成26年度から事業を開始していただいていた中山間地域総合整備事業が、昨年の9月末で完了しました。また令和3年度から事業開始していただきました、ため池整備事業の中南地区が3月末完了予定となっています。治山事業では、令和元年度から事業実施していただいていた明泉谷地区も3月末完了予定となっています。続きまして、町の事業について申し上げます。農業農村整備事業で畑作等促進事業としまして、令和5年度から事業を開始しました小原迫地区が3月末の完了予定です。地籍事業は、上亀谷10地区をはじめ5地区が3月末事業完了予定です。これにより町全体の進捗率は79.78%となる見込みです。次に、教育委員会の関係について申し上げます。公民館表彰についてですが、矢上公民館では公民館利用者の高齢化や固定化、地域行事への若者の参加率が少ない中、地域の伝統行事である石見やまんばまつりの新たな形での開催に向け若者を中心とした企画・実施を進める実行委員会をサポートし、若者の意見を反映する体制を整えました。また、若者リーダーをサポートし若者が主体的に事業運営に関与できる環境を整え、多くの若者が地域活動に参画できる仕組みづくりに取り組んでまいりました。この度その活動が高く評価され、令和7年2月28日、第77回文部科学省優良公民館表彰を受賞しました。今回の公民館表彰については、令和3年度から4年連続の受賞となりこれで12公民館全館がこの表彰を受賞したことになりました。世界で最も幸福度が高く暮らしの満足度が高い国の1つであるフィンランド共和国との交流事業についてです。北欧から学ぶ豊かな暮らしとは何か。日本との文化の違い、多様な考えを学ぶ機会を目的に、日本の大学で唯一北欧学科が設置されている、東海大学文化社会学部北欧学科の柴山由理子准教授及び大学生との交流会・講演会を行いました。2月4日羽須美中学校において、テーマ北欧を学ぶ。フィンランドと日本の文化の違いを学ぶと題して交流会を行いました。主な内容としては、柴山准教授と国際交流員エーロ氏、大学生による英語でのダイアログ。そして、北欧を学ぶ学習プレゼンテーションとフィンランドカルタを行い、フィンランドを身近に学ぶことができました。夕方からは、10月のエスポー高校邑南町訪問に関わってくださった関係者、ホームステイ受入者、体験交流事業関係者、矢上高校、訪問に関わったボランティアの皆様などを中心に、フィンランド訪問経験がある大学生による現地で体験した経験や多様な文化、進んだ循環経済、デジタル化等の話があり豊かな国際感覚を身につける機会になりました。また、邑南町を訪問したエスポー高校の生徒からビデオレターも届きました。2月5日には瑞穂中学校訪問の予定でしたが、大雪による休校のため実施できませんでした。部活動等の全国大会参加状況は、別紙のとおりです。最後に、邑南町発注の公共事業についてですが、これは別紙一覧表で発注状況を御報告させていただきますのでそちらを御覧ください。以上、3月議

会定例会に当たりましての行政報告とさせていただきます。

※（令和7年3月3日配布された（別紙）部活動等の全国大会参加状況）

（別紙）

部活動等による全国大会参加状況

令和7年2月28日現在

|   | 大会名                                           | 開催日         | 開催場所                     | 学校・団体名等 | 出場者                      |
|---|-----------------------------------------------|-------------|--------------------------|---------|--------------------------|
| 1 | リレーフェスティバル2024                                | R6.10.5～6   | 国立競技場(東京都)               | 瑞穂中     | 石橋 翔太<br>金子 一牙<br>日野山 結心 |
| 2 | 国民スポーツ大会                                      | R6.10.10～15 | SAGAサンライズパーク(佐賀県)        | 瑞穂中     | 石橋 翔太                    |
| 3 | JOCジュニアオリンピック<br>U16陸上大会                      | R6.10.18～20 | 三重交通グループスポーツ<br>パーク(三重県) | 瑞穂中     | 石橋 翔太<br>金子 一牙           |
| 4 | 第108回日本陸上競技選手権<br>大会・室内競技<br>2025日本室内陸上競技大阪大会 | R7.2.1～2    | 大阪城ホール(大阪府)              | 瑞穂中     | 日野山 結心                   |

※（令和7年3月3日配布された（別紙）令和6年度 公共事業発注状況一覧表）

（別紙）

令和6年度 邑南町公共事業発注状況一覧表

令和7年2月28日現在

| 担当課          | 事業名                    | 路線名等           | 箇所名                 | 事業内容           | 発注日      | 備考 |
|--------------|------------------------|----------------|---------------------|----------------|----------|----|
| 建設課          | 令和6年度 緊急自然災害<br>防止対策事業 | 町道川下線          | 日黄                  | 法面改修工事         | R6.12.24 |    |
|              | 令和6年度 7月豪雨<br>農地災害復旧事業 | 2301/82号大草農地   | 上龜谷                 | 災害復旧工事         | R7.2.25  |    |
|              |                        | 2302/82号三板農地   | 上田所                 |                | R7.2.25  |    |
|              |                        | 3601/82号鉄穴ヶ原農地 | 日黄                  |                | R7.2.25  |    |
|              | 令和6年度 林道施設災害<br>復旧事業   | 林道黒坊線          | 上龜谷                 | 災害復旧工事         | R7.2.27  |    |
|              | 令和6年度 公共土木施設<br>災害復旧事業 | 町道馬場入野線        | 高見                  |                | R7.2.27  |    |
| 令和6年度 国土調査事業 | 上田所5地区                 | 上田所・市木         | 地籍調査測量<br>業務委託(その2) | R7.2.27        |          |    |
| 資産経営課        | 平成6年度                  | 邑南町役場 車庫屋根     | 矢上                  | 塗装工事           | R6.12.20 |    |
|              |                        | 小河内車庫          | 下田所                 |                | R7.1.17  |    |
|              | 令和6年度 町単独事業            | 高原団地           | 高見                  | 解体工事           | R7.1.30  |    |
|              |                        | 細屋団地           | 下口羽                 |                | R7.2.3   |    |
| 地域みらい<br>課   | 令和6年度 道の駅瑞穂<br>再整備事業   | 国道261号         | 下田所                 | 改築・舗装整備<br>工事  | R6.12.25 |    |
| 産業支援課        | 令和6年度                  | 霧の湯            | 矢上                  | エアコン改修工<br>事   | R6.12.19 |    |
| 学びのまち<br>総務課 | 令和6年度                  | 石見東小学校         | 中野                  | 特別支援教室改<br>修工事 | R7.1.21  |    |
|              |                        | 瑞穂中学校          | 下田所                 | 教室改修工事         | R7.1.20  |    |

●石橋議長（石橋純二） 以上で、町長の行政報告は終了いたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第 5 町長施政方針 ）

●石橋議長（石橋純二） 日程第 5。町長施政方針を行います。町長より令和 7 年度の当初予算提出に当たり施政方針の申出がありますので、これを許可します。

○大屋町長（大屋光宏） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） 番外、大屋町長。

○大屋町長（大屋光宏） 令和 7 年第 3 回 邑南町議会定例会の開会に当たり、諸議案の説明に先立ちまして、当面の町政運営に臨む私の基本的な考え方と主な施策を述べ、町民の皆様をはじめ、議員の皆様方の御理解と御協力をお願い申し上げます。令和 7 年度当初予算は、私が町長就任以来、初めて編成する当初予算です。人口減少と厳しい財政状況を鑑みて、住民サービスを維持し人口減少に対応した持続可能な町へ変革し次世代に引き継ぐ、をテーマとして予算編成をしました。このテーマを実現するために大項目として、財政再建の道筋をつけるを設定し、その下に重点項目として、①標準財政規模に応じた適切な予算規模とする。②財政再建を最優先課題として行財政改善計画を着実に進めるため、公共施設の管理運営・整理統廃合、事務事業の整理合理化、補助金等の整理合理化を進める。③中期財政計画、財政推計の策定・見直しによる起債、公債費の適切な管理を行い、財政の健全化判断比率、実質公債費比率、将来負担比率の改善に向けた財政運営に努める。④起債、基金繰入金の抑制実施と必要な事務事業に係る国県などの特定財源の確保に努める。⑤将来負担削減、10 年先を見据えた歳出削減のための事業の実施。⑥住民サービスと財政再建のため課を越えた連携事業の実施。⑦事務処理の効率化を進めるとともに、業務マネジメントを適正に実施し、時間外勤務の削減に努める、としています。提案いたします令和 7 年度当初予算の概要は、一般会計は前年度より 22 億 8,800 万円の減額。率にして 14.3%減の歳入歳出それぞれ 136 億 6,300 万円を計上しています。特別会計を合わせた合計額は、前年度より 22 億 3,760 万円の減額。率にして 12.2%減で、歳入歳出それぞれ 160 億 7,790 万円となっています。予算規模の一定の縮小はできましたが、道の駅瑞穂再整備事業と石見中学校建設事業の工期延長による影響。人件費及び物価高騰の影響による増加。システム標準化に係る邑智郡総合

事務組合負担金の増加。地方債残高の増加及び金利上昇による支払利息の増加。並びに令和6年度当初予算では、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を目的に沿った事業に充当していた影響等もあり、前年度より多くの財源不足が生じることとなり、財源不足を補うため令和7年度当初予算の一般会計では財政調整基金繰入金を4億5,601万8,000円を計上しています。一般会計の大型事業として石見中学校建設事業費が前年度より7億5,311万4,000円減の3,186万5,000円。公立邑智病院本館棟建て替え事業などによる負担金が前年度より3億1,350万5,000円減の5億6,145万7,000円。道の駅瑞穂再整備事業が前年度より18億36万円減の2億3,286万4,000円とそれぞれ減額とはなっていますが、関係機関との調整を図り早期の完成に努める所存です。その他の大型事業は、国が進めるシステム標準化を含めるシステム関係の邑智郡総合事務組合負担金が、前年度より2億6,731万円増の4億8,040万5,000円。いわみスタジアムLED照明工事費は本体工事に着手するため前年度より9,574万7,000円増の1億円となっています。国が進める自治体情報システム標準化共通化のシステムの維持費は、現在の邑智郡総合事務組合のシステム維持費に比べて大幅な経費増加となります。令和7年度は年度途中からの移行であり、完全移行後の令和8年度からは更なる負担金増加が見込まれています。邑智郡総合事務組合では見積額の精査を行っていますが、邑南町としても川本町、美郷町とも連携し県国への働きかけを行い、今後の負担軽減に努めていきます。また、今後の新規大型事業の準備として国民スポーツ大会施設整備事業費516万3,000円。井原公民館の建て替えのための井原コミュニティセンター整備事業費4,772万7,000円を計上しています。歳入の状況について、主なものを御説明します。町税は、前年度より1,185万9,000円増額の10億7,140万3,000円となります。地方交付税は、前年度より5,070万1,000円増、率にして0.8%増の61億5,815万4,000円を計上しています。ふるさと寄附金は実績としては漸減状況ですが、前年度と同額の2億円を計上しています。職員による寄附額向上プロジェクト対策会議の開催、並びに地域みらい課企画総務費の中に企業版ふるさと納税PR費20万円を計上し、企業版ふるさと納税とともに町のPRを行い目標達成に努めていきます。基金繰入金の主なものは、先ほど述べました財政調整基金繰入金を前年度より3億981万円増の4億5,601万8,000円計上しています。このほかに、減債基金繰入金2億2,487万5,000円。地域振興基金繰入金4,610万円。まちづくり推進基金繰入金1,356万1,000円。ふるさと基金繰入金1億8,133万3,000円などを計上し、基金繰入金合計は、前年度より2億8,675万3,000円増。率にして38.8%増で、10億2,617万3,000円となりました。

た。町債の主なものは、過疎地域自立促進特別事業債は前年度より1,070万円減の1億5,240万円を計上し、病院費など17事業の財源としています。道の駅瑞穂整備事業債は、前年度より12億7,010万円減の1億260万円を計上。病院設備整備事業債は、前年度より3億1,490万円減の2億4,580万円を計上。学校施設整備事業債は、前年度より5億1,690万円減の1億4,110万円を計上しています。地方債合計額は、前年度より22億1,143万8,000円減の12億4,960万円を計上しています。以上概略を申し上げましたが、続いて当初予算に盛り込みました主要な施策について、順次説明いたします。はじめに、まちづくりの基本となる計画である次期邑南町総合振興計画の策定についてです。現在の邑南町第2次総合振興計画の計画期間は、平成28年度から令和7年度の10年間となっています。次期邑南町総合振興計画につきましては、邑南町の将来像を展望するための基本構想及び基本計画として令和7年度中に策定することとしており、次期地方版総合戦略の策定も一体的に行うこととしています。また、過疎地域自立促進計画につきましても、令和8年度から令和12年度までの5年間の計画を策定することとしています。これからのまちづくり・人口減少対策・地方創生という目的に関しましては、各計画において共通する事項も多いことから、連携して進めたいと考えています。次に、就任時の所信表明で述べましたとおり、単なる数合わせではなく、子どもたちに邑南町らしい最良の学びを提供することと、学習機会の保障を優先に、小中学校の統廃合の準備を進めていきます。具体的には、教育委員会に邑南町小中学校の在り方検討委員会を設置するとともに、産学金労連携事業として島根大学の作野広和教授と共同研究を進め、邑南町らしい最良の学びとは何か、学習機会の保障のためにこれから必要なものは何かなどについて、検討していきたいと考えています。一方で、将来の学校の統廃合は必要と考えていますが、現在学んでいる児童生徒のため、日本語指導員の配置、スクールサポートスタッフの配置など、子どもたちの学びを応援するとともに、小中学校のLED照明工事、トイレの様式化などの小学校施設衛生環境改善および学校防犯設備整備など、学びの環境改善を行っていきます。次に、財政再建については、副町長をトップとしたプロジェクトチームにより現行の行財政改善計画と公共施設等総合管理計画を着実に推進していきます。また、普通財産解体処分費を増額し不要となった公共施設の解体を進める一方で、公共施設有効活用事業として公共施設の新たな活用策を検討していきます。町政運営に関わる事業精査を行い、顧問制度の廃止、町長交際費を年100万円から60万円に減額するなど、自ら財政再建のための姿勢を示していきます。次に、子育て応援として、今年度、これまでの邑南町子ども・子育て支援事業計画を見直し、国の子ども大綱、県のこども計画を勘案し、邑南町子ども条例の理念を踏まえ、邑南町のこども施策を町全体で総合的に推進

するためのこども計画として策定しました。この計画では、おおむね18歳から30歳未満までの若者と子育て当事者を対象者として追加し、地域の中で子ども・子育てを応援する視点、子育てが負担でなく幸福につながる町づくりの視点、声を上げにくい人の声に耳を傾ける視点に着目して策定することとし、子育て支援サービスの量の見込みを推計し、確保方策も示しています。一方で、子どもの育ちと子育て家庭の支援を推進するための子育て支援の拠点である保育施設においては、近年人材確保が大変厳しい状況にあります。質の確保・向上や個々のニーズに対応可能なサービスの維持、充実を図るための体制づくりに努めていきます。また、新たに不育症治療費助成を実施します。不育症とは、2回以上の流死産の既往がある場合を指し適切な検査を行えば原因がわかる場合もあるため、治療が可能な疾患については治療していくことが大切です。また、流死産は身体的精神的にも負担が大きい一方で、社会的に認知度も低く誰にも相談できず悩んでいる方が多いという問題も指摘されています。このため、不育症の治療に要した費用と、治療するために町外医療機関への通院に要した費用に対する助成制度を創設します。このことにより、経済的負担の軽減と子どもを望み産み育てたいと願う方への相談対応も含めた支援の充実を図っていきます。次に、物価高騰並びに経済対策として重点支援地方創生臨時交付金を活用し、おおなんさくらカードにポイントを付与する邑南町ICカード利用促進事業を行います。期間は6月から9月を目途にポイントを通常の50倍とし、また、さくらカード非加盟店での買い物にもレシートの提出を基にポイント換算し、1人当たり最大1万円相当のポイントをさくらカードに付与するよう計画しています。期間中、1人当たり4万円の買い物により、最大1万円相当のポイントを得ることができます。ポイントにかかる予算総額は5,000万円を予定していますので、町内で2億円の購買相当額となります。物価高騰対策としポイント付与による生活者の応援と、町内消費の促進による町内経済対策を行っていきます。併せて、町民の利便性向上のため新規店舗の加入促進として、新規加盟店1店舗当たり3万円の助成と物価高騰の支援として既存加盟店1店舗当たり3万円の助成を実施します。次に、商工業振興については、異業種交流事業と事業者支援助成事業を町商工会運営助成事業に統合し、商工会において一体的に商工業の振興を行っていただきたいと考えています。農業振興については、いそどりのある直売所づくり支援事業などを農林総合事業に統合し総合的に農業振興策を実施するとともに、今後必要となる農業振興策について生産者自らまたは関係機関等で議論していただくため、邑南町農業再生協議会にかかる経費を予算化します。次に、地域運営組織については、令和6年度から地域運営組織の設立を支援するための取組みを進め、井原・日貫・出羽の3地区が4月から活動を始める準備を進めています。このために必要となる条例として、地域運営組織条例を本定例会に提出いたしま

す。また、地域運営組織の運営支援として、組織の活動及び地域マネージャー設置等に係る経費を令和7年度当初予算計上しています。あわせて、阿須那地区などで令和6年度中に地域運営組織設立に向けた話し合いを始めた地区もあり、そうした地区での話し合いを支援するための経費も計上しています。次に、井原公民館の建て替えについては、令和4年度に教育委員会が設置した再整備検討委員会での検討を経て、建物の基本構想を今年1月に策定したところです。新しく建築する建物は、社会教育の推進と地域コミュニティ活動の拠点となる機能を備えたものとなるよう計画しています。現在、建設用地を選定中で、用地買収・基本設計業務・敷地造成工事の測量設計業務等にかかる経費を計上しています。令和10年夏頃の竣工を目指して進めていきます。次に、国勢調査については、本年10月1日を基準日として、全国一斉に調査が実施されます。これは、基準日において既に3か月以上住んでいる方や引き続き3か月以上住む予定となっている方が該当し、日本国内に居住する全ての人及び世帯の実態に関する統計を作成し、各種行政施策の立案・実施その他の基礎資料とされるもので、特に地方交付税の算定基礎となるなど重要な基幹統計調査です。皆さまの協力をいただきながら、漏れのないよう正確な調査を行っていきます。次に、口羽ターミナル整備事業については、令和6年度に、小さな拠点づくりモデル地区推進事業により、口羽公民館にバス待合の機能を持つための改修整備を行いました。しかしながら、現況、羽須美支所入口の保育所側に屋根付きのバス待合場はありますが、バス運行経路によっては道路の反対側でバスに乗降しなければならず、雨天時や積雪時にも道路脇でバスを待っている状況があります。また、はすみデマンドを利用して備北交通バスや町営バスへ乗換えをされる利用者もあり、デマンド交通との乗換えスペースの確保も必要となってきています。このため、口羽公民館横の現在の駐車場及びその隣接する土地にバス転回場、バス乗降場、新たな駐車場の整備を行います。令和6年度には用地測量設計を実施し、用地の一部を取得しました。令和7年度は、残りの用地取得を行った後用地の造成を行い、令和8年度にバス転回場・バス乗降場・駐車場の整備を行い、利用を開始する予定です。次に、デジタル技術を活用した経営改革、いわゆるデジタルトランスフォーメーションについてです。邑智郡総合事務組合や川本、美郷両町とともに進めてきました、標準化システムへの対応やガバメントクラウド利用等につきましては、本年11月に移行が完了する予定となっています。また、本町単独で行うデジタルトランスフォーメーションの対応としましては、現在職員で構成したプロジェクトチームで検討しています書かない窓口について、申請書作成ツールを導入しマイナンバーカード等の読み取りを行い、申請書の記入を補助する取組みを進めていきます。次に、国民健康保険事業は、近年団塊世代の方が75歳に到達され国民健康保険から後期高齢者医療へ移行されていることなどから、邑南町国民健

康保険の被保険者数も減少が続いています。このような状況を鑑み、国保税率については7月の本算定に向けて確定した令和7年度所得の状況等をみて検討したいと考えていますので、令和7年度の当初予算では、令和6年度と同じ税率で算出を行い、予算編成を行っています。また、国保直営診療所事業については、阿須那診療所ほか3診療所について引き続きかかりつけ医として地域に密着した診療を担っていきます。高齢者の介護予防については、人口減少が進む中介護保険を担って頂いている町内介護事業所においては、人材不足、特に専門職の確保が大変厳しい状況にあり、今年度末で通所介護事業所・訪問看護事業所が廃止となったことを踏まえ、今後の在宅サービスの維持について、引き続き関係機関との連携を図っていきます。また、現在地域で実施している寄り合い処や楽々教室などの介護予防事業について、目的や対象者を整理し、限られた介護人材、事業所の協力を得て、高齢者御本人がより健康づくり介護予防に取り組めるよう、地域・関係機関と連携し取り組んでいきます。次に、带状疱疹ワクチン定期接種については、令和7年度から带状疱疹が予防接種法の規定による定期の予防接種を行う対象疾病に追加されることに伴い、带状疱疹ワクチン接種を実施します。対象者は、令和7年度中に65歳になられる方などで、対象の方には個別に通知し接種費用の一部を助成します。次に、中山間地域等直接支払制度は現在の対策が終了し、令和7年度から5年間の第6期対策が実施されます。次期対策では、基本要件は継続しつつ大半の集落が受けておられる10割単価の交付要件や一部の加算措置にネットワーク化に向けた取組みが加わるなど、広域的な連携等が意識されたものとなっています。また、これまで同様に農村の多面的な活動にも活用できる制度となっており、多面的機能支払交付金とともに引き続き推進してまいりますので、農業生産活動だけでなく、農村活動の維持・活性化など幅広い取組みに活用いただきたいと考えています。次に、森林整備の推進については、森林環境譲与税の財源を活用し森林経営管理制度に基づく事業を実施するとともに、間伐等の森林整備や里山整備、林業担い手の確保育成、木材の利用促進等への補助事業を通じて、町内の森林資源の適正な維持管理を進めていきます。次に、観光振興については、町の主要な観光スポットである香木の森公園周辺エリア、三江線鉄道公園、夏にグランドオープンを予定する道の駅邑南の里を中心として、町内での滞在時間の延長と消費額の増加へとつながるよう、邑南町観光協会と連携し町内各地区への周遊を促す体験プランやツアー等の造成を支援します。また、町内のイベントや観光スポット等の情報収集と、リニューアルした観光ホームページやSNS等を活用した情報発信を更に進め、邑南町の認知度向上に取り組んでいきます。最後に、建設関係の事業についてです。はじめに浜田自動車道4車線化事業については、令和4年3月に事業化され、事業主体のNEXCO西日本中国支社により事業が実施されています。令和7年1月8日に発表された

発注見通しによりますと、市木地内の猪子谷橋下部工工事が令和7年度第1四半期に入札予定となっています。次に、町の道路整備事業については、法面对策及び落石対策として町道日南川上田線の災害防除事業を、通学路安全対策として石見中学校付近にある石見中央線の歩道整備を、それぞれ継続して実施する予定です。また、改良事業として、高見宇都井線、片田善教寺原線、簾金比羅線の3路線を継続して実施する予定です。県事業の国県道整備事業については、国道261号の臼谷工区、主要地方道甲田作木線の西之原工区など5路線7工区の整備を、それぞれ継続していただくよう要望しています。県事業の河川改修事業については、出羽川の三日市工区および吉時工区の整備を継続していただくよう要望しています。また、砂防事業については、横田川および阿須那出羽川左支溪Lの整備を、急傾斜地崩壊防止事業については、田本地区および田所下地区の整備をそれぞれ継続していただくよう要望しています。次に、農業農村整備、治山・林道整備についてです。町の畑地等促進整備事業については、矢広原地区の整備を継続して実施する予定です。また、農村地域防災減災事業については、羽須美地域・阿須那地区の柳迫ため池の廃止を実施する予定です。地籍調査については、矢上18地区をはじめ、3地区を新規に着手する予定です。県事業の農業農村整備事業については、井原西地区のは場整備、新堤地区のため池整備、和田地区の農道整備、農道邑南線の舗装修繕をそれぞれ継続していただくよう要望しています。また、治山事業については、新規に田代地区を整備していただくとともに、布施地区など3地区の整備を継続していただき、林道事業については、三坂小林線など3路線の整備を継続していただくよう要望しています。次に、水道施設整備です。日和東水道施設整備事業については、令和4年7月に猛暑のため日和地区明泉谷浄水場における水源の枯渇事案発生を受け町では渇水対策本部を設置し、明泉谷浄水場への給水車による原水輸送の緊急対応を実施しました。令和4年以降は、渇水は発生していないものの夏季には水源の取水が減少している状況です。また、邑南町水道事業ビジョンでは、日和地区における給水人口の減少、日和東にある山根谷・明泉谷の2つの浄水場の老朽化に伴う施設のダウンサイジングが検討事項となっていたことから、新浄水場の建設を実施することとしました。これまでのところ地下水源調査・認可申請を行い、7年度は設計業務・井戸掘削など行う予定で、完成は令和11年度を予定しています。次に、下水道事業経営戦略については平成28年度末に策定しておりますが、企業会計移行に当たり総務省ガイドラインにある内容を満たしていないことから見直しの必要があります。今回の経営戦略の改定については、補助事業や地方債の要件となっているため7年度までに行わないと、事業を行うにあたり支障が生じます。経営戦略の策定に当たっては、時間の経過に伴い、人口動向や更新費用、収支の状況等を反映して的確な計画とする必要が求められ、そのため、経営戦略に基づく取

組みの進捗と成果を一定期間ごとに評価検証した上で、3年から5年以内に質を高める改定を行うこととなりますが、ガイドラインの基本的事項を踏まえ、①今後の人口減少等を加味した料金収入の的確な反映。②減価償却費や耐用年数等に基づく施設の老朽化を踏まえた将来における所要の更新費用の的確な反映。③物価上昇等を反映した維持管理費、委託費、動力費等の上昇傾向等の的確な反映。④上記①②③等を反映した上での収支を維持する上で必要となる経営改革、料金改定、広域化、民間活用・効率化、事業廃止等の検討について、少なくとも経営戦略の改定に反映し、実効性のある経営戦略とすることが求められています。以上、当面の町政運営に臨む私の基本的な考え方と主要な施策について申し上げましたが、情報公開と広報広聴活動の充実に努め、個人の尊厳を守り自分らしく活躍しながら生きられる社会、人とひとのつながりのある住み心地の良いまち邑南町を目指し行政課題に的確に対処していきます。何とぞ、議員各位と町民の皆様の率直な御意見と御指導を賜りますようお願い申し上げます。なお、本定例会に提案致します議案等は、人事案1件、条例案25件、補正予算案8件、当初予算案7件、その他の案件9件、合わせて50件としております。慎重に御審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

●石橋議長（石橋純二） 以上で、町長施政方針は終了いたしました。



（ 日程第6 教育方針 ）

●石橋議長（石橋純二） 日程第6。教育方針を議題といたします。これより教育長に教育方針を述べていただきます。

○大橋教育長（大橋覚） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） 番外、大橋教育長。

○大橋教育長（大橋覚） 令和7年3月定例議会に当たり町長の施政方針を受け、教育委員会を代表して令和7年度の教育方針を申し述べ、皆様方の御理解と御支援を賜りたいと思います。現代社会では、人口減少、少子化の深刻化、地域コミュニティの希薄化、学校が抱える問題の複雑化・困難化など、社会の変化は加速度を増し予測困難な時代へと進んでいます。また、このような様々な課題に対処しながらも人生100年時代到来の中、AIの発展を含めたデジタル社会、共生社会の実現、更には子

ども条例の具現化といった社会的ニーズにも対応するために、その基礎となる人づくりに寄与していく人材の育成やその活躍のあり方を検討していく必要があると考えます。こうした時代において、町民の皆様一人ひとりの豊かで幸せな人生と地域社会の持続的な発展を実現するために、教育委員会が所管する全ての施策について、子ども・大人を含む全ての人を中心とした施策の展開がより重要となります。持続可能な社会の創り手の育成や本町に根ざしたウェルビーイングの向上を実現するため、学校地域及び家庭の協働の下、地域コミュニティの基盤である人々のつながりやかかわりの土壌を耕す営みを意識し、地域の中で人づくりを意識した施策を進めていきます。町長の所信表明でもありましたように、邑南町らしい教育の推進のため、本物のひと、もの、ことを体感することを意識しながら、大人も子どももふるさとに誇りが持てるよう、これから述べます教育委員会の施策を展開していきます。はじめに、学校教育関係の施策についてです。1つ目に、邑南町小中学校の在り方検討委員会についてです。人口減少や社会の変化を踏まえ、子どもたちに邑南町ならではの最良の学びを提供することが求められています。そのような中で、子どもたちが地域に誇りを持ち、将来の邑南町を担う力を育む教育環境を整えること、多様な学びを支え全ての子どもたちの学習機会を保障することが重要と考えております。邑南町らしい理想的な教育の追求並びに持続可能な教育環境を確立するため、委員の皆様にご小中学校の在り方について多角的に議論を行っていただき、邑南町の教育が将来にわたって発展し続けるための方向性を示すことを目的として設置します。次に、子どもたちの未来を保障する教育の推進についてです。子どもたちの未来を保障する教育には、インクルーシブ教育や子どもの権利を大切にすること、インクルーシブ教育は、全ての子どもに教育を受ける権利を保障するとともに、子どもたちの多様性を尊重し、社会で生き生きと生活できる基盤を作る点を重視しています。また、子どもの権利を大切にすることは、他者の権利にも目を向け社会に貢献する力を養うことを重視しています。これらの教育により、単に就職進学の実現することや、それに見合う知識技能を習得させることのみを学ぶのではなく、差別を見逃さない力、差別を許さない力、差別に負けない力、仲間とともに未来を切り拓いていく力の生きる力を育み、子どもたちが生き生きと学習し、確かな学力を身につける学校づくりに取り組みます。次に、いじめ問題の対応についてです。こども基本法に基づきこどもまんなか社会の実現に向けて、こども施策の基本的な方針を定めたこども大綱が令和5年12月に閣議決定されました。このこどもまんなか社会とは、全ての子ども、若者が身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができる社会といわれています。具体的には、虐待、いじめ、体罰、不適切な指導から守られ、困難な状況に陥った場合には助けられ、差別されたり孤立したりすることなく安全に安心

して暮らすことができる社会の事です。いじめ問題から子どもを守るひとつの施策として、令和6年5月に日本福祉大学教授の鈴木庸裕先生に、邑南町いじめ問題対応アドバイザーに就任いただきました。専門家による分析や助言を通じ、いじめ問題の適切な解決及び防止策の実施につなげております。令和7年度は、毎年開催しているいじめ問題対策協議会研修会に合わせ、鈴木先生を座長にいじめ防止フォーラムを実施します。関係者だけでなく町民の皆様にもご参加いただき、地域総がかりで子どもを見守る土壌を形成していきます。次に、多様な課題を抱える子どもたちへの支援についてです。学校には様々な課題を抱えている児童生徒がおり、その課題はより一層複雑化、深刻化しています。そのため学校と情報の共有を図りながら家庭や地域、行政が連携し社会全体で解決に向けて取り組むことが求められています。課題を抱える子どもたちを早期に発見しその教育的ニーズに適切に対応していくため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーといった心理や福祉の専門人材を配置しています。社会全体に働きかけ、環境調整や体制整備を行うことで、子どもたちのウェルビーイングの向上を目指します。次に、子どもの居場所づくりについてです。学校に行きづらい子どもに対する居場所づくりについて、現在設置している教育支援センターや学校現場、関係機関の教育的ニーズを把握するとともに、専門家の意見もいただきながら関係各課との協議を重ね、邑南町の現状に則した具体策へつなげていきます。また、教育支援センターにおいては、川本町及び美郷町の児童生徒の受入れ体制を構築し、広域的な事業として実施します。次に、主体的・対話的で深い学びを実現するための授業改革についてです。子どもたちの学習のつまずきの要因は多くあります。子どもたちがどこでつまずいているのかは、令和7年度に実施する言葉・語彙・数・形・量、思考力・推論力を測る学びのたつじんテストや、全国学力・学習状況調査により正確に見取ることができます。その結果に対応した授業改善や個別支援を実施していきます。さらに、あらゆる情報から問いを見出し必要な情報を収集し、自らの考えをつくり表現する情報活用能力を進めます。また、必修化及び教科化された英語教育において、外国語指導員を活用しつつ小中の接続を意識しながら、英語を用いて互いの考えを伝え合う言語活動も充実させていきます。授業においては、一人一端末を利用しつつ、小グループなどで取り入れた協働的な学びや他者とのコミュニケーションによる学びを実施することで、学力保障や人間関係形成力を醸成しながら、人間関係づくりにもつなげていきます。これらを日々の指導に継続的に生かすことで、知識及び技能、思考力・判断力・表現力、学びに向かう力・人間力の向上を図ります。次に、ICTの利活用についてです。タブレット端末や学習アプリの積極的な活用により、児童生徒一人ひとりの学習意欲や理解度の向上を図ります。授業においてもタブレット端末を有効活用しながら協働的な学習を進めることができるよう、町

教研ICT推進部会と連携し授業改善を図ります。また、先生が児童生徒に向きあい教育活動に専念できる時間をこれまで以上に確保するため、学校における事務作業をデジタル化し負担軽減を図ります。これらのICT化を推進するため、教育委員会へICT支援員を配置し学校へのサポートを行います。ICT支援員が学校訪問を行いデジタル教材や学習アプリの活用をサポートするとともに、先生と協力してICTを活用した授業づくりを行い、児童生徒の学びの質を向上させる取組みを推進します。次に、中学校における学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行についてです。国が令和5年度から令和7年度を改革推進期間と位置づけ、公立中学校の休日の部活動を段階的に地域連携・地域移行することや、地域移行を地域展開に名称を変更すること、令和8年度から6年間を改革実行期間とするといった方針が示されました。また県からは、令和6年度末に中学校における部活動の地域連携・地域移行に係る方針が公表される予定です。邑南町もそれにならい、未来につながるようまた地域に根ざしたスポーツ文化の継承という側面からも、部活動のあり方を具体的に検討し、町の中学校における部活動の地域連携・地域移行にかかる方針の策定に取り組みます。また、地域連携として実施している部活動指導員・地域指導者の配置について、引き続き地域指導者の皆様に協力を仰ぎ実施します。次に、コミュニティ・スクールの導入についてです。コミュニティ・スクールは、学校と町民の皆様が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる、地域とともにある学校づくりへの転換を図るための有効な制度です。この制度を導入・展開することで、小中学校の9年間を通じて子どもたちと地域との関わりをこれまで以上に深め、邑南町らしいふるさと教育の充実を学校とともに図ります。そのことで、持続可能な地域づくりの創り手の育成につなげていきます。そのために令和7年度の1年をかけ、学校地域及び関係機関とその必要性など熟議を重ね、地域の実情に応じてではありますが、その設置範囲を基本的に中学校区とし令和8年度の設置を目標に取り組みます。次に、図書館についてです。令和7年3月、第4次邑南町子ども読書活動推進計画を策定しました。乳幼児期からメディアに接触する機会や時間が増えたことが子どもの読書離れ、活字離れに影響を与えていることから、親子間での読み語り、家読を推奨する環境づくりを進めます。また、多様な子どもたちへの読書機会の保障に重点的に取り組むため、バリアフリー資料や日本語以外の言語で書かれた資料の収集及びその活用に努めます。次に、ふるさと教育・キャリア学習についてです。邑南町を素材とした邑南にしかない生き生きとした体験活動をとおして、邑南町のすばらしさを学び誇りに思い、そして未来につながる取組みを学校・家庭・地域協働のもと引き続き実施します。令和7年度は、おおなを学ぶからおおなで学ぶを意識して、小学校の6年間と中学校の3年間の9年間での一貫した学びとなる、おおな学を実施します。特に中学校で

は、おおなんで学ぶとして、邑南町の身近な地域課題の課題解決に向け、情報の収集、課題の整理と分析、探究方法の確認を行い、学んだことをまとめて表現することに3年間かけて取り組みます。邑南町教育に関わる町民の皆様が参加や指導助言を行ったり、児童生徒が地域での活動に主体的に取り組んだりするなどキャリア教育とも関連付けながら、学校・家庭・地域が一体となったふるさと教育、おおなん学を推進していきます。学校教育及び社会教育双方で実践するふるさと教育について整理・確認し、より効果的なふるさと教育の実施に取り組みます。続きまして、社会教育関係の施策について述べます。まず、公民館についてです。社会教育の実践的で最先端な場は、公民館です。公民館は地域住民と行政の協働づくりの場であるとともに、地域住民が気軽に楽しく学べる社会教育の場、地域活動の拠点として邑南町を持続可能な町にしていく原動力の役割を果たしています。しかし、少子高齢化や人口減少などの社会問題により地域においても創り手が不足するなど様々な課題が発生しており、公民館活動においても関わる方の固定化が課題となっております。今後の公民館活動では、より楽しく学べる機会を創出するとともに、若い人や幅広い世代間交流を意識した学びや体験を行います。また、新しい地域コミュニティの動きと連動して地域づくりと社会教育が連携して取り組み、公民館を様々な世代が集まりつながる場にしていきます。その中で、多くの方に社会教育の幅広さや楽しさを知ってもらい、自発的・継続的に地域課題解決等に取り組む人づくりを行います。あわせて、公民館で実施される様々な活動について、今一度、参加者の安心・安全を十分考慮した上で活動できるよう努めます。次に、共生社会の実現についてです。おおなんフィンランド協会と連携し、令和6年10月22日から27日にフィンランドのエスポー高校の生徒教員18名による邑南町への訪問が行われました。矢上高校の生徒との交流を柱として、町内でのホームステイや小中学生との交流を行いました。お互いの文化や考えを知ることによって共生社会の実現に向けた学習や国際理解の場となり、邑南町の異文化交流として新たな1ページを刻むことができました。この交流を一過性のものとすることなく両国の文化を引き続き学び合ことを目的に、令和7年度はフィンランド共和国派遣事業の再開に向けて準備を行います。次に、社会体育の推進についてです。少子高齢化・人口減少により地域の担い手が減少しており、地域コミュニティの維持が難しくなっています。そこで、スポーツによるまちづくり方針を策定して、子どもから高齢者までのスポーツ振興やスポーツによる健康の維持増進、スポーツを通じた交流促進に取り組むことで、将来に向けた人材育成及び持続可能なまちづくりを目指します。町民の皆様の健康づくりや生涯スポーツの一環として、邑南町スポーツ推進委員によるモルック・ボッチャなどの軽スポーツや、フィンランド協会によるノルディックウォークの普及活動を支援します。また、スポーツ活動を通じた共生社会の実現を目指

し、障がいの有無にかかわらずだれもが取り組むことのできる競技の普及に努めるとともに、障がい及び障がい者理解の一環として、学校や地域でのボッチャ・ゴールボールなどの障がい者スポーツ体験活動にも取り組みます。さらに、2030年に島根県で開催される第84回国民スポーツ大会を控え、令和6年度に実施した中央競技団体正規視察での指示・要望事項を受け、いわみスタジアム・瑞穂球場の会場施設の改修基本計画策定や、大会開催に向けた組織体制づくりを進めるとともに町民の皆様の気運醸成を図ります。その他、中学校の部活動における休日の段階的な地域移行、邑南町スポーツ協会を運営母体とした地域クラブ活動への移行に向けた体制整備、受け皿となる団体の立ち上げや指導者育成支援について、具体的な方策を実施検証します。併せて、研修会などの開催や各種団体が開催する研修の情報発信にも努めます。

次に、文化財関係についてです。令和3年10月に久喜銀山遺跡が国史跡として指定を受けたことから、今後の史跡のあり方について保存活用計画を策定し、令和6年度に国への認定申請を行いました。今後、令和7年度から2か年をかけて整備基本計画を策定し、史跡久喜銀山遺跡の適切な保存を主眼とした具体的な整備方針を定めま

す。また、保存活用にあたっては町民の皆様との協働により保存活用に向けた活動を充実させ、次世代への適切な継承に対する機運の醸成を図ります。また、瑞穂ハンザケ自然館では令和7年度に環境保全促進事業を計画しています。この事業の開催により、これまで研究で積み重ねた知見を町民の皆様に戻元し、自然環境に対する意識の高揚を図るとともにこの取組みの積極的な参加を促してまいります。ハンザケ自然館と地域との結びつきをより深め、ハンザケ自然館がこれからも地域とともにあり続けるためのきっかけづくりを行います。次に、学校給食についてです。学校給食については食材費等や燃料費の高騰が続いていますが、そのような中でも保護者の負担を極力軽減するため地元生産者や納入業者と連携し、食材の確保に努めます。また、これまでどおり安心安全で栄養バランスがとれた給食の提供に努めていきます。併せて、子どもたちが楽しみにしている給食を作っている給食センターの取組みや努力が見えるよう、情報発信に努めます。最後に、施設の改修・修繕関係についてです。石見中学校においては、工事完了予定を令和7年7月末としており、2学期から建物・校庭・外構の全てが使用できる見込みとなっております。また、全小中学校共通の改修として、令和6年度末時点で校舎の和式トイレ洋式化は11校中7校を完了しており、令和7年度は日貫小学校の改修により達成率77%を目指します。照明LED化は、国が2030年に100%とする目標を掲げていることから、その達成に向け計画的に改修工事を進めます。さらに、子どもたちの安全確保のため各学校へ防犯カメラの設置を順次すすめます。また、町民の皆様と各学校の安全教育の取組みを共有し地域と一体となった学校安全の強化に努めます。以上、令和7年度の教育行政の概要

及び教育委員会が所管します主な施策について申し上げます。今後とも、議員の皆様をはじめ町民の皆様方の御理解と御支援をいただきますよう、お願いいたします。

●石橋議長（石橋純二） 以上で、教育方針は終了いたしました。ここで休憩に入らせていただきます。再開は、午前11時10分とさせていただきます。

—— 午前 10時 53分 休憩 ——

—— 午前 11時 10分 再開 ——

~~~~~○~~~~~

（ 日程第7 諮問第1号 ）

●石橋議長（石橋純二） 再開いたします。日程第7。諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。提出者からの説明を求めます。

○大屋町長（大屋光宏） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） 番外、大屋町長。

○大屋町長（大屋光宏） 諮問第1号の提案理由を御説明申し上げます。人権擁護委員の推薦について意見を求めることについてでございますが、最近の人権擁護行政をとりまく諸情勢は、幼児児童に対する虐待やいじめ・体罰など子どもに関する問題、高齢者や障がいのある方に関する問題、あるいは夫婦間親子間の問題など、多岐にわたり複雑化しております。こうした地域社会の中にあつて、人権擁護委員はこれらの諸問題に理解をもって取り組み、気軽に相談に応じその解決に熱意を有する候補者を法務大臣に対し推薦するために、議会に意見を求めるものでございます。諮問第1号において推薦につき意見を求めようとする植田ひとみ氏につきましては、令和4年7月1日から人権擁護委員として御活躍いただいております。この度、令和7年6月30日に任期満了を迎えられるに当たり、引き続きその手腕を発揮していただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

●石橋議長（石橋純二） 以上で、提出者からの説明は終了いたしました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 無いようですので質疑を終わります。お諮りをいたします。諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦については、原案に御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 異議なしと認めます。したがって、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦については、原案に異議のないものと答申することに決定しました。

~~~~~○~~~~~

( 日程第8 承認第1号 )

●石橋議長(石橋純二) 日程第8。承認第1号専決処分の承認、を議題といたします。提出者からの提案理由の説明を求めます。

○大屋町長(大屋光宏) 議長、番外。

●石橋議長(石橋純二) 番外、大屋町長。

○大屋町長(大屋光宏) 承認第1号の提案理由を御説明申し上げます。承認第1号専決処分の承認についてでございますが、これは令和6年度邑南町一般会計補正予算第11号により、歳入歳出それぞれ6,600万円を追加することについて、専決処分したものでございます。詳細につきましては、財務課長より説明しますのでよろしくお願いたします。

○三上財務課長(三上和彦) 議長、番外。

●石橋議長(石橋純二) 番外、三上財務課長。

○三上財務課長(三上和彦) 承認第1号専決処分の承認を求めることについて、令和6年度邑南町一般会計補正予算第11号について説明します。今回の専決処分は、除雪費の確保のために令和7年2月7日付けで補正を行ったものです。予算書の1ページです。第1条の歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出それぞれ6,600万

円を追加し、歳入歳出予算の総額を166億7,995万5,000円としたものです。歳入歳出予算補正の款項の区分及び金額は、2ページから3ページの第1表歳入歳出予算補正に記載しています。補正予算の内容を、予算に関する説明書の事項別明細書で説明します。4ページ5ページをお開きください。歳入です。18款繰入金2項基金繰入金1目財政調整基金繰入金は、不足する財源確保のため6,600万円追加したものです。6ページ7ページをお開きください。8款土木費2項道路橋りょう費2目道路維持費003除雪費を6,600万円追加したものです。以上、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分したので同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

●石橋議長（石橋純二） 以上で、提出者からの提案理由の説明は終了いたしました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので質疑を終わります。これより討論に入ります。討論は反対討論から始め、賛成討論反対討論と交互に行います。反対討論はありますか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 賛成討論はありますか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので討論を終わり、これより採決に入ります。承認第1号専決処分の承認に、賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

●石橋議長（石橋純二） 全員賛成。したがって、承認第1号専決処分の承認については、承認することに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第9 承認第2号 ）

●石橋議長（石橋純二） 日程第9。承認第2号専決処分の承認、を議題といたします。提出者からの提案理由の説明を求めます。

○大屋町長（大屋光宏） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） 番外、大屋町長。

○大屋町長（大屋光宏） 承認第2号の提案理由を御説明申し上げます。承認第2号専決処分の承認についてでございますが、これは、令和6年度邑南町一般会計補正予算第12号により、歳入歳出それぞれ6,600万円を追加することについて、専決処分したものでございます。詳細につきましては、財務課長より説明しますのでよろしくお願いたします。

○三上財務課長（三上和彦） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） 番外、三上財務課長。

○三上財務課長（三上和彦） 承認第2号専決処分の承認を求めることについて、令和6年度邑南町一般会計補正予算第12号について説明します。今回の専決処分は、除雪費の確保のために令和7年2月19日付けで補正を行ったものです。予算書の1ページです。第1条の歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出それぞれ6,600万円を追加し、歳入歳出予算の総額を167億4,595万5,000円としたものです。歳入歳出予算補正の款項の区分及び金額は、2ページから3ページの第1表歳入歳出予算補正に記載しています。補正予算の内容を、予算に関する説明書の事項別明細書で説明します。4ページ5ページをお開きください。歳入です。18款繰入金2項基金繰入金1目財政調整基金繰入金は、不足する財源確保のため6,600万円追加したものです。6ページ7ページをお開きください。8款土木費2項道路橋りょう費2目道路維持費003除雪費を6,600万円追加したものです。以上、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分したので同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。よろしくお願いたします。

●石橋議長（石橋純二） 以上で、提出者からの提案理由の説明は終了いたしました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので質疑を終わります。これより討論に入

ります。討論は反対討論から始め賛成討論、反対討論と交互に行います。反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 無いようですので討論を終わり、これより採決に入ります。承認第2号専決処分の承認に、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

●石橋議長(石橋純二) 全員賛成。したがって、承認第2号専決処分の承認については、承認することに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

( 日程第10 議案第6号 )、( 日程第11 議案第7号 )

( 日程第12 議案第8号 )、( 日程第13 議案第9号 )

( 日程第14 議案第10号 )、( 日程第15 議案第11号 )

( 日程第16 議案第12号 )、( 日程第17 議案第13号 )

( 日程第18 議案第14号 )、( 日程第19 議案第15号 )

( 日程第20 議案第16号 )、( 日程第21 議案第17号 )

( 日程第22 議案第18号 )、( 日程第23 議案第19号 )

( 日程第24 議案第20号 )、( 日程第25 議案第21号 )

( 日程第26 議案第22号 )、( 日程第27 議案第23号 )

( 日程第28 議案第24号 )、( 日程第29 議案第25号 )

●石橋議長(石橋純二) 日程第10。議案第6号邑南町税条例の一部改正から、日程第29。議案第25号邑南町道の駅設置及び管理に関する条例の一部改正までを、一括議題といたします。提出者からの提案理由の説明を求めます。

○大屋町長(大屋光宏) 議長、番外。

●石橋議長(石橋純二) 番外、大屋町長。

**○大屋町長（大屋光宏）** 議案第6号から議案第25号までの提案理由を御説明申し上げます。議案第6号から議案第25号は、条例の一部改正について議会の議決を求めるものでございます。まず、議案第6号邑南町税条例の一部改正についてでございますが、これは、入湯税に係る課税免除、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う条例改正でございます。次に、議案第7号邑南町子ども等医療費助成条例の一部改正についてでございますが、これは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う条例改正でございます。次に、議案第8号邑南町斎場条例の一部改正についてでございますが、これは、火葬区分の追加に伴う条例改正でございます。次に、議案第9号邑南町道路占用料徴収条例の一部改正についてでございますが、これは、消費税法の一部改正に伴う条例改正でございます。次に、議案第10号邑南町定住住宅管理条例の一部改正についてでございますが、これは、日貫団地の追加、邑南町UIターン者定住促進住宅管理条例の廃止に伴う条例改正でございます。次に、議案第11号邑南町自治会館、多目的集会所及び農村公園条例の一部改正についてでございますが、これは、日貫5自治会館の用途廃止に伴う条例改正でございます。次に、議案第12号邑南町まち・ひと・しごと創生基金条例の一部改正についてでございますが、これは、条例の期間を延長することに伴う条例改正でございます。次に、議案第13号邑南町福祉医療費助成条例の一部改正についてでございますが、これは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う条例改正でございます。次に、議案第14号邑南町デイサービスセンター条例の一部改正についてでございますが、これは、石見デイサービスセンターの用途廃止に伴う条例改正でございます。次に、議案第15号邑南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございますが、これは、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴う条例改正でございます。次に、議案第16号政治倫理の確立のための邑南町長の資産等の公開に関する条例の一部改正についてでございますが、これは、報告書の公表方法の追加に伴う条例改正でございます。次に、議案第17号邑南町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてでございますが、これは、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴う条例改正でございます。次に、議案第18号邑南町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてでございますが、これは、邑南町顧問を廃止することに伴う条例改正でございます。次に、議案第19号邑南町職員の給与に関する条例の一部改正についてでございますが、これは、人事院勧告に伴う給与法等の一部改正に伴う条例改正でございます。次に、議案第20号邑南

町消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてでございますが、これは、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴う条例改正でございます。次に、議案第21号邑南町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正についてでございますが、これは、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正に伴う条例改正でございます。次に、議案第22号邑南町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてでございますが、これは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う条例改正でございます。次に、議案第23号邑南町個人情報保護審議会条例の一部改正についてでございますが、これは、名称の変更に伴う条例改正でございます。次に、議案第24号邑南町個人情報保護法施行条例の一部改正についてでございますが、これは、個人情報保護法ガイドラインに基づく条例改正でございます。次に、議案第25号邑南町道の駅設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございますが、これは、施行期日の変更に伴う条例改正でございます。以上、詳細につきましてはそれぞれ担当課長より説明しますので、よろしく願いいたします。

○三上財務課長（三上和彦） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） 番外、三上財務課長。

○三上財務課長（三上和彦） 議案第6号邑南町税条例の一部改正、について説明します。邑南町税条例の一部改正は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行により行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正されることによる改正及び霧の湯の再開に合わせて、町内外の利用者を増やすため、入湯税を減免できる規定を設けることによる改正です。今後、浜田市や江津市との観光事業連携を視野に入れ、規定を浜田市に合わせています。新旧対照表の改正後案を御覧ください。5分の1ページを御覧ください。法律の項ずれを改めるものです。第36条の2第10項中現行「第2条第15項」を改正後案「第2条第16項」に改める。としています。以下、5分の2ページ、5分の3ページ、5分の5ページも同様の理由からです。5分の4ページを御覧ください。現行に無い規定を加えるものです。改正後案では、第3号として、入湯料金が1,000円以下（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）で宿泊を伴わないで入湯する者。第4号として、修学旅行、体育大会その他の学校教育上の行事に

伴い入湯する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）の児童、生徒及び学生（次項において「児童等」という。）並びにこれらを引率する教職員。第2項として、前項第4号の規定は、当該児童等を引率する教職員が、入湯する鉱泉浴場の特別徴収義務者に対し、町長が定めた申出書により、当該児童等及びその教職員が同号の規定に該当する者である旨を申し出た場合に限り適用する。を加えるものです。改正文を御覧ください。附則。この条例は、令和7年4月1日に施行するとしています。以上、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

○岩井保健課長（岩井和也） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） 番外、岩井保健課長。

○岩井保健課長（岩井和也） 議案第7号邑南町子ども等医療費助成条例の一部改正、について説明します。この度の改正は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が12月2日より一部施行したことにより医療保険証が廃止され、マイナンバーカードを用いた電子資格確認を行なうことに伴う改正を行うものです。改正内容は新旧対照表のとおり、第5条中、に定める保険証とともにをの規定による電子資格確認等により被保険者等であることの確認を受けた上、と改めるものです。条例附則のとおり公布の日から施行し、令和6年12月2日より適用するものです。以上、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

○秋田町民課長（秋田敏子） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） 番外、秋田町民課長。

○秋田町民課長（秋田敏子） 議案第8号邑南町斎場条例の一部改正、について御説明申しあげます。近年、墓じまいについて検討される方が多く、その改葬の際お骨の量を減らすことを目的として、一度火葬したお骨を再度火葬したい旨の相談が多く寄せられている状況があります。このような状況を鑑み改葬焼骨の火葬を可能とするため、邑南町斎場条例の一部を改正するものでございます。改正内容につきまして、新旧対照表にて御説明いたします。別表第2第5条関係中の、又は土葬骨1体を、土葬骨又は改葬焼骨1件に改め、同表備考1第4号中の、土葬骨を土葬骨及び改葬焼骨

に改め、同表備考1の次に、2改葬焼骨とは、改葬のために、一度火葬した遺骨を再度火葬する場合をいう。を加えます。条文に戻りまして、附則。この条例は令和7年4月1日から施行することとしております。以上、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○上田建設課長（上田修） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） 番外、上田建設課長。

○上田建設課長（上田修） 議案第9号邑南町道路占用料徴収条例の一部改正、について御説明申し上げます。今回の改正は、第2条第2項中、消費税法別表第1が、消費税法の一部改正により消費税法別表第2となったことにより邑南町道路占用料徴収条例を一部改正するものです。改正内容につきまして新旧対照表で御説明いたします。右側現行の第2条第2項の、別表第1を左側の改正後案では、別表第2に、右側現行の、1.10を左側の改正後案では、消費税標準税率にそれぞれ改めるものです。条文に戻り、附則としましてこの条例は公布の日から施行するとしています。以上、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくよろしくお願いいたします。

○沖野資産経営課長（沖野弘輝） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） 番外、沖野資産経営課長。

○沖野資産経営課長（沖野弘輝） 議案第10号邑南町定住住宅管理条例の一部を改正する条例、について説明いたします。この度の改正は、今年度建設している日貫団地を加えること、及びUIターン者定住促進住宅として設置している市木団地を、昨今の地域情勢を考慮し、入居条件が緩和されることとなる定住住宅へ用途変更しようとするものです。改正内容について、新旧対照表により説明いたします。別表中、立町団地の次に市木団地を、ヤングスポットいわみの上に日貫団地を加えます。条文に戻りまして、附則。この条例は令和7年4月1日から施行します。また、これにより、同日付で、邑南町UIターン者定住促進住宅管理条例を廃止することとしております。以上、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくよろしくお願いいたします。

○田村地域みらい課長（田村哲） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） 番外、田村地域みらい課長。

○田村地域みらい課長（田村哲） 議案第11号 邑南町自治会館多目的集会所及び農村公園条例の一部改正、について御説明申し上げます。本条例において設置している、吉原丸子自治会館、山の内自治会館、福原自治会館、春日自治会館、日貫中央自治会館については、それぞれ自治会を指定管理者として指定し、管理をお願いすると共に自治会活動拠点施設として活用されてきましたが、今年の4月に日貫地区の5自治会が統合する事に伴い、日貫地区の5自治会は3月31日をもって解散することとなり、5つの自治会が一つになり発足する新たな自治会は日貫公民館を活用することとしています。したがって、この条例において設置している施設のうち、吉原丸子自治会館、山の内自治会館、福原自治会館、春日自治会館、日貫中央自治会館については自治会館としての用途を廃止するもので、議案に添付しています新旧対照表のとおり該当の5施設を削除するものです。条文に戻り、施行日は附則のとおり、令和7年4月1日からとするものです。以上、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第12号 邑南町まち・ひと・しごと創生基金条例の一部改正について、御説明申し上げます。この度の基金条例の一部改正は、条例の失効を3年間延長するものでございます。これは、令和7年度税制改正の大綱の閣議決定により、地方創生応援税制の延長が盛り込まれ、本税制については、関係法令等が改正され、次の措置が講じられることを前提に、適用期限を3年延長するとされたことに伴い、邑南町においても引き続き企業版ふるさと納税を受領し、基金に積立て、事業推進の財源に充てるため、まち・ひと・しごと創生基金条例の失効期限を地方創生応援税制の延長期間と同じく3年間延長するものでございます。議案に添付しています新旧対照表のとおり附則第2項、この条例の失効中、令和7年3月31日を令和10年3月31日に改正いたします。条文に戻り、施行日は附則のとおり、公布の日から施行するとしております。以上、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

○坂本医療福祉政策課長（坂本昌子） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） 番外、坂本医療福祉政策課長。

**○坂本医療福祉政策課長（坂本昌子）** 議案第13号 邑南町福祉医療費助成条例の一部改正、について御説明申し上げます。この度の改正は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が12月2日より一部施行したことにより、医療保険証が廃止されマイナンバーカードを用いた電子資格確認を行なうことに伴う改正を行うものです。改正内容は新旧対照表のとおり、第7条中、医療保険証等とともにを社会保険各法の規定による電子資格確認等により被保険者等であることの確認を受けた上と改めるものです。条例附則のとおり公布の日から施行し、令和6年12月2日より適用するものです。

議案第14号 邑南町デイサービスセンター条例の一部改正、について御説明申し上げます。中野にあります、石見デイサービスセンターについて、当該建物は、平成4年度の建設から既に30年以上経過しており、加えて近年の利用者の減少や人材不足の状況で運営が困難である事から、令和7年3月31日をもってその用途を廃止し、本条例から削除する旨の改正を行うものでございます。改正内容は、新旧対照表のとおり、第2条及び第3条、第11条の表中、石見デイサービスセンターを削除するものでございます。施行期日は、条例附則のとおり、令和7年4月1日とするものです。

議案第15号 邑南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正、について御説明申し上げます。この度の改正は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の公布に伴い、満3歳以上の児童に係る保育士・保育従事者の配置基準の改正、及び栄養士免許を有しない管理栄養士を配置等した場合についても基準を満たすことができる要件の変更に関する改正を行うものでございます。改正内容といたしまして、新旧対照表4分の1ページの第16条第1項第2号中、現行の、栄養士に改正後案では、又は管理栄養士を追加し、4分の2ページの第29条第2項、4分の3ページの第31条第2項、第44条第2項及び4分の4ページの第47条第2項中、いずれも第3号の20人を15人に、第4号の30人を25人に改めるものです。施行期日は、条例附則のとおり、令和7年4月1日とするものでございます。以上、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

**○大賀総務課長（大賀定）** 議長、番外。

**●石橋議長（石橋純二）** 番外、大賀総務課長。

**○大賀総務課長（大賀定）** 議案第16号政治倫理の確立のための邑南町長の資産等の公開に関する条例の一部改正、について御説明いたします。この度の改正は、これまで町長へ請求した者のみが資産等の報告書を閲覧することができたものを、町民に対して積極的に公表しようとするものでございます。新旧対照表、第5条の資産等報告書等の保存及び閲覧で、改正後案に資産等の報告書を町ホームページ等により公表することができることを追加します。条文に戻り、附則。この条例は公布の日から施行することとしております。

議案第17号邑南町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正、について御説明いたします。この度の改正は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、時間外勤務の免除の対象となる子の範囲の拡大、仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備を行うものでございます。新旧対照表、第8条の3の育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限で、第2項及び第4項、現行の3歳に満たない子から、改正後案では小学校就学の始期に達するまでの子に改めます。第15条の3及び第15条の4を設け、配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認、勤務環境の整備に関する措置等を追加いたします。条文に戻り、附則。この条例は令和7年4月1日から施行するとしています。

議案第18号邑南町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正、について御説明いたします。この度の改正は、邑南町顧問の廃止に伴う改正をするものでございます。新旧対照表、別表第1（第2条、第4条関係）で、現行の邑南町顧問月5万円を削除します。条文に戻り、附則。この条例は令和7年4月1日から施行するとしています。

議案第19号邑南町職員の給与に関する条例の一部改正、について御説明いたします。この度の改正は、人事院勧告に伴う給与法等の一部改正に伴い各種手当を改正するものです。新旧対照表、第10条の扶養手当で現行の第2項第1号配偶者を削除いたします。以下第2号から第6号を改正後案では1号ずつ繰り上げます。同じく第3項の子どもへの扶養手当について、現行の1万円を改正後案では1万3,000円に改めます。また、改正後案の第5項扶養手当に係る届出等に関する規定は規則で定めることを追加するため、現行の第11条を削除し、現行の第11条の2及び第11条の3を、改正後案ではそれぞれ第11条、第11条の2とします。第12条の通勤手当で、支給限度額現行の5万5,000円を改正後案では15万円に改めます。第18条の管理職員特別勤務手当に、改正後案では第2項災害対応等を追加いたします。第20条の3特定の職員についての適用除外で、定年前再任用短時間勤務職員を住居手当の支給対象といたします。あわせて、別表第1（第3条関係）現行の給料表を改

正後案のとおり改めます。条文に戻り、附則。この条例は令和7年4月1日から施行するとしています。

議案第20号邑南町消防団員等公務災害補償条例の一部改正、について御説明いたします。この度の改正は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴い、補償基礎額等を改正するものです。新旧対照表、現行の第5条の補償基礎額第2項第2号で、補償基礎額の最低額を現行の9,100円から改正後案では9,700円、補償基礎額の最高額を現行の1万4,200円から改正後案では1万4,500円に改めます。同じく第3号で、現行の扶養に係る補償基礎額の加算額等を改正後案のとおり改めます。条文に戻り、附則。この条例は令和7年4月1日から施行するとし、施行日前に支給すべき事由の生じた損害補償及び傷病補償年金等については、なお従前の例によるとしています。

議案第21号邑南町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正、について御説明いたします。この度の改正は、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正に伴い、消防団員退職報償金の勤務年数区分を改正するものです。新旧対照表、別表（第2条関係）の退職報償金支給額表で、現行の30年以上を改正後案では30年以上35年未満に改め、新たに35年以上の区分を追加します。条文に戻り、附則。この条例は令和7年4月1日から施行するとし、施行日前に退職した消防団員については、なお従前の例によるとしています。

議案第22号邑南町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正、について御説明します。この度の改正は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴い、条文中の引用箇所を改正するものでございます。新旧対照表、第2条の定義で、現行の第3号法第2条第8項、同じく第4号現行の法第2条第12号、同じく第5号現行の法第2条第14号を、それぞれ改正後案では、法第2条第9号、法第2条第13号、法第2条第15号に改めます。条文に戻り、附則。この条例は令和7年4月1日から施行するとしております。

議案第23号邑南町個人情報保護審議会条例の一部改正、について御説明いたします。この度の改正は、個人情報の保護に関する法律の解釈と条例の解釈の一致を目的とし、改正をするものでございます。新旧対照表、条例の名称を現行の邑南町個人情報保護審議会条例を、改正後案のとおり、邑南町情報公開・個人情報保護審査会条例に改めることとし、第1条の趣旨以降現行の邑南町個人情報保護審議会を、改正後案では邑南町情報公開・個人情報保護審査会に改め、同じく第2条の定義以降現行の審議会を、改正後案では審査会に改め、それに伴い関連する必要事項を、改正後案で追

加、第4条の組織で、現行の委員7人以内を、改正後案では5人以内に改めます。条文に戻り、附則第1項、この条例は公布の日から施行するとしています。同じく第2項、邑南町情報公開条例、第3項、邑南町議会の個人情報の保護に関する条例、第4項、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、それぞれ改めます。

議案第24号邑南町個人情報保護法施行条例の一部改正、について御説明いたします。この度の改正は、個人情報の保護に関する法律の解釈と条例の解釈の一致を目的とし、改正をするものです。新旧対照表、現行の第9条第10条を削り、第11条を改正後案では、第9条とします。同じく、現行の第12条第13条を削り、第14条を改正後案では、第10条とします。同じく、現行の第15条第16条を削り、第17条を改正後案では、第11条とします。現行の第18条の見出し中、審議会を改正後案では審査会に改め、同条中現行の邑南町個人情報保護審議会を、改正後案では邑南町情報公開・個人情報保護審査会に改め、同条を第12条とし、現行の第19条を改正後案では第13条とします。条文に戻り、附則。この条例は公布の日から施行するとしております。同じく第2項邑南町債権管理条例において、引用条例を改めます。以上、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めますのでございます。よろしくお願いいたします。

●石橋議長（石橋純二） 説明の途中ではございますが、ここで休憩に入らせていただきます。再開は午後1時15分とさせていただきます。

—— 午前 11時 57分 休憩 ——

—— 午後 1時 15分 再開 ——

●石橋議長（石橋純二） それでは再開をいたします。

○小笠原産業支援課長（小笠原誠治） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） 番外、小笠原産業支援課長。

○小笠原産業支援課長（小笠原誠治） 議案第25号邑南町道の駅設置及び管理に関する条例の一部改正、について御説明いたします。この度の改正は、この条例を制定した昨年6月時点では、令和7年4月1日に、対象施設である道の駅邑南の里の利

用が可能となる見込みで施行期日を定めておりましたところ、その後工事に遅れが生じ施設の利用が可能となる日が現時点では確定していない状況であることから、施行期日を規則へ委任する旨改正するものでございます。そのため、新旧対照表のとおり、附則第1項を、この条例は、規則で定める日から施行する。と改めるものです。条文に戻りまして、この改正条例は、公布の日から施行するものでございます。以上、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

●石橋議長（石橋純二） 以上で、提出者からの提案理由の説明は終了いたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第30 議案第26号 ） 、 （ 日程第31 議案第27号 ）

●石橋議長（石橋純二） 日程第30。議案第26号邑南町集団宿泊研修施設条例の廃止から、日程第31。議案第27号邑南町ふれあい体験農園条例の廃止までを、一括議題といたします。提出者からの提案理由の説明を求めます。

○大屋町長（大屋光宏） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） 番外、大屋町長。

○大屋町長（大屋光宏） 議案第26号から議案第27号までの提案理由を御説明申し上げます。議案第26号から議案第27号は、条例の廃止について、議会の議決を求めるものでございます。まず、議案第26号邑南町集団宿泊研修施設条例の廃止についてでございますが、これは施設の用途廃止に伴う条例廃止でございます。次に、議案第27号邑南町ふれあい体験農園条例の廃止についてでございますが、これは施設の用途廃止に伴う条例廃止でございます。以上、詳細につきましては産業支援課長より説明しますので、よろしくお願いいたします。

○小笠原産業支援課長（小笠原誠治） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） 番外、小笠原産業支援課長。

○小笠原産業支援課長（小笠原誠治） 議案第26号 邑南町集団宿泊研修施設条例の廃止、について御説明いたします。この条例は、邑南町集団宿泊研修施設として久喜林間学舎の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものでございますが、当該施設は、令和元年度に、宿泊室部分が土砂災害特別警戒区域に指定されております。以降宿泊利用は休止しており再開の見込みはなく、今後も当初の設置目的としての利用が見込めないことから、この度この条例を廃止するものです。この廃止条例は、附則のとおり令和7年4月1日から施行するものです。

次に議案第27号 邑南町ふれあい体験農園条例の廃止について御説明いたします。この条例は、邑南町ふれあい体験農園の設置及び管理に関し必要な事項を定め、市民農園での体験を通して町民と都市住民との交流促進を図ることを目的としたものでございますが、令和元年度からは、当該施設の市民農園としての利用はなく管理も直営となり、近年は維持管理のみ実施している状況でございます。今後も市民農園としての利用は見込まれないことから、この度この条例を廃止するものでございます。この廃止条例は、附則のとおり令和7年4月1日から施行するものでございます。以上、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いたします。

●石橋議長（石橋純二） 以上で、提出者からの提案理由の説明は終了いたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第32 議案第28号 ） 、 （ 日程第33 議案第29号 ）  
（ 日程第34 議案第30号 ）

●石橋議長（石橋純二） 日程第32。議案第28号 邑南町長等及び職員のハラスメント防止に関する条例の制定から、日程第34。議案第30号 邑南町小中学校の在り方検討委員会設置条例の制定までを、一括議題といたします。提出者からの提案理由の説明を求めます。

○大屋町長（大屋光宏） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） 番外、大屋町長。

○大屋町長（大屋光宏） 議案第28号から議案第30号までの提案理由を御説明

申し上げます。議案第28号から議案第30号は、条例の制定について議会の議決を求めるものでございます。まず、議案第28号邑南町長等及び職員のハラスメント防止に関する条例の制定についてでございますが、これはハラスメント防止に関する条例制定でございます。次に、議案第29号邑南町地域運営組織条例の制定についてでございますが、これは地域運営組織に関する条例制定でございます。次に、議案第30号邑南町小中学校の在り方検討委員会設置条例の制定についてでございますが、これは邑南町小中学校の在り方検討委員会設置に伴う条例制定でございます。以上、詳細につきましては、それぞれ担当課長より説明しますので、よろしくお願いたします。

○大賀総務課長（大賀定） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） 番外、大賀総務課長。

○大賀総務課長（大賀定） 議案第28号邑南町長等及び職員のハラスメント防止に関する条例の制定、について御説明します。この度の制定は、これまで邑南町の職場におけるハラスメントの防止に関する要綱を廃止し、職員だけではなく町長等、すなわち町長・副町長・教育長が自ら職場のハラスメントを撲滅し、安全で働きやすい職場環境の確立を決意し条例を制定するものでございます。第3条では、特別職によるハラスメント行為を禁止しております。第4条では、所属長及び職員によるハラスメント行為を禁止しております。第5条では、総務課相談員、外部相談員の設置を規定しています。第7条第2項では、町長がハラスメント行為者の場合、副町長が職務を代理してハラスメント対策委員会で措置を講ずる旨を規定しております。第8条第3項では、町長等がハラスメント行為者である場合、審議に当たるハラスメント対策委員会のメンバーは外部の有識者とする旨を規定しております。第9条では、ハラスメント事案が確認された場合の対応について規定しております。附則として、この条例は公布の日から施行するとしております。以上、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いたします。

○田村地域みらい課長（田村哲） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） 番外、田村地域みらい課長。

○田村地域みらい課長（田村哲） 議案第29号邑南町地域運営組織条例の制定、

について御説明申し上げます。邑南町では持続可能な地域コミュニティのあり方について、令和4年度に地域コミュニティのあり方検討委員会を設置し、令和5年7月には、町に対して邑南町地域コミュニティのあり方基本方針が提出されました。この基本方針においては、持続可能な地域コミュニティを目指す体制として地域住民が主体となった地域運営組織の形態が示されたところです。町では、今後の地域コミュニティのあり方として地域運営組織の設立を支援し、設立後は活動促進を図り邑南町まちづくり基本条例の基本理念の実現を推進するために必要な事項を定めた条例を制定しようとするものでございます。この条例は、全9条で構成されております。第1条が条例の目的。第2条が地域運営組織の定義。第3条が組織の要件。第4条が認定。第5条が地域運営組織の事業。第6条が活動の制限。第7条が活動拠点。第8条が町の支援。第9条が委任について定めたものになっております。附則でございますが、この条例は令和7年4月1日から施行することとしております。以上、地方自治法第96条第1項の規定によりまして議会の議決を求めるものでございます。よろしく願いいたします。

○植田学びのまち総務課長（植田啓司） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） 番外、植田学びのまち総務課長。

○植田学びのまち総務課長（植田啓司） 議案第30号邑南町小中学校の在り方検討委員会設置条例の制定について、御説明いたします。この条例は、人口減少や社会の変化を踏まえ、子どもたちの多様な学びを支え学習機会を保障するため小中学校の在り方を多角的に議論し、邑南町の特色ある教育が将来にわたって発展し続ける方向性を示すため、邑南町小中学校の在り方検討委員会を設置するために制定するものでございます。第1条は、設置の目的について定めています。第2条は、所掌事務について、邑南町小中学校の学びの在り方、邑南町小中学校の再編に関することなどを審議することとし、委員会は調査審議を終えたときは報告書を作成し教育長に報告するとしています。第3条は、組織について。委員は5名以内で組織し、大学教授・学識経験を有する者から教育長が委嘱するとしています。第4条は、委員の任期について。委嘱の日から報告書を作成し教育長へ報告する日までとしています。第5条は、委員長及び副委員長について。委員長1名を委員の互選により、副委員長1名を委員長が指名するとしています。第6条は、会議について。委員長が招集、議長となり、委員の過半数が出席しなければ開くことができないとしており、必要があると認められるときは、関係者の出席を求め、意見や説明資料の提出を求めることができるとし

ています。第7条は、委員の責務について。委員は公正かつ公平に調査、審議しなければならない、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないとしています。第8条は、委員会に要する費用について、定めています。第9条は、事務局について。教育委員会学びのまち総務課において処理するとしています。第10条は、委任について定めています。附則として、この条例は令和7年4月1日から施行するものとしています。また、関係条例の改正として、邑南町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例を一部改正し、委員長及び委員の報酬日額を追加しています。以上、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。よろしくお願いいたします。

●石橋議長（石橋純二） 以上で、提出者からの提案理由の説明は終了いたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第35 議案第31号 ）

●石橋議長（石橋純二） 日程第35。議案第31号財産の取得、を議題といたします。提出者からの提案理由の説明を求めます。

○大屋町長（大屋光宏） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） 番外、大屋町長。

○大屋町長（大屋光宏） 議案第31号の提案理由を御説明申し上げます。議案第31号は、財産の取得についてでございますが、これは、町内中学校教師用指導書及び指導者用教科書を購入しようとするものでございます。詳細につきましては学びのまち総務課長より説明しますので、よろしくお願いいたします。

○植田学びのまち総務課長（植田啓司） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） 番外、植田学びのまち総務課長。

○植田学びのまち総務課長（植田啓司） 議案第31号財産の取得について御説明申し上げます。取得物件については、令和6年度町内中学校教師用指導書及び指導者

用教科書でございます。4年ごとに行われる中学校教科書の改定に伴い、教師用指導書及び指導者用教科書の購入が必要となり、町内中学校に配備するものでございます。取得の方法は随意契約で、数量は264冊です。有限会社インダ代表取締役石田博明氏が692万6,973円で落札しました。消費税を加えました760万8,584円で、令和7年2月19日に仮契約を締結したところでございます。以上、地方自治法第96条第1項及び邑南町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいいたします。

●石橋議長（石橋純二） 以上で提出者からの提案理由の説明は、終了いたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第36 議案第32号 ） 、 （ 日程第37 議案第33号 ）

●石橋議長（石橋純二） 日程第36。議案第32号邑南町森林整備計画の一部変更から、日程第37。議案第33号邑南町観光戦略の一部変更までを、一括議題いたします。提出者からの提案理由の説明を求めます。

○大屋町長（大屋光宏） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） 番外、大屋町長。

○大屋町長（大屋光宏） 議案第32号から議案第33号までの提案理由を御説明申し上げます。議案第32号から議案第33号は、計画の一部変更について議会の議決を求めるものでございます。議案第32号邑南町森林整備計画の一部変更についてでございますが、これは、森林法に基づく計画の変更に伴い計画の一部を変更しようというものでございます。議案第33号邑南町観光戦略の一部変更についてでございますが、これは、計画対象年次の延長に伴う計画の変更に伴い計画の一部を変更しようというものでございます。詳細につきましては、産業支援課長より説明しますのでよろしくお願いいいたします。

○小笠原産業支援課長（小笠原誠治） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） 番外、小笠原産業支援課長。

○小笠原産業支援課長（小笠原誠治） 議案第32号 邑南町森林整備計画の一部変更について御説明いたします。森林整備計画は、森林法に基づき市町村が5年ごとに10年を一期として策定する計画で、地域の森林・林業の特徴を踏まえた森林整備の基本的な考え方や森林施業の標準的な方法などを示す構想で、都道府県が策定する地域森林計画との整合を図りながら策定するものでございます。この度の変更は、島根県が策定する江の川下流地域森林計画に基づく変更のほか、邑南町独自にも、森林経営管理制度を活用した集約化の推進に関する事項や、木質バイオマスエネルギーの利用促進に関する事項を盛り込み、地域森林計画と同じく令和7年4月1日から令和17年3月31日を計画期間とし変更するものです。なお、変更後の計画案については、令和7年2月20日に縦覧を終え、島根県と協議も行っております。

議案第33号 邑南町観光戦略の一部変更について御説明いたします。邑南町観光戦略は、本町の観光が目指すべき姿とその実現に向けて必要となる取組みなどを明らかにすることを目的に、令和2年度から令和6年度を計画期間として策定したものでございます。この度の変更は、計画初年度から新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う行動制限等で計画が推進できなかったことなどにより、次期計画への変更を検討する期間も含め計画期間を1年間延長するものでございます。以上、地方自治法第96条第2項及び邑南町議会基本条例第8条の規定により議会の議決を求めますのでございます。よろしくお願いいたします。

●石橋議長（石橋純二） 以上で、提出者からの提案理由の説明は、終了いたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第38 議案第34号 ）

●石橋議長（石橋純二） 日程第38。議案第34号 指定管理期間の変更、を議題といたします。議案第34号につきましては、私、議長の石橋に直接の利害関係のある事件と認められますので、地方自治法第117条の規定によって退場いたします。議長の私が退場いたしますのでその間の議長につきましては、漆谷副議長にお願いをいたします。よろしくお願いいたします。

（ 石橋議長退場並びに漆谷副議長議長席へ着席 ）

●漆谷副議長（漆谷光夫） 議長が除斥により退場いたしましたので、地方自治法第106条第1項の規定により、副議長の私が行わせていただきます。提出者からの提案理由の説明を求めます。

○大屋町長（大屋光宏） 議長、番外。

●漆谷副議長（漆谷光夫） 番外、大屋町長。

○大屋町長（大屋光宏） 議案第34号の提案理由を御説明申し上げます。議案第34号は、石見デイサービスセンターの指定管理期間の変更について議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては医療福祉政策課長より説明しますので、よろしく願いいたします。

○坂本医療福祉政策課長（坂本昌子） 議長、番外。

●漆谷副議長（漆谷光夫） 番外、坂本医療福祉政策課長。

○坂本医療福祉政策課長（坂本昌子） 議案第34号指定管理期間の変更について御説明申し上げます。現在、社会福祉法人邑南町社会福祉協議会を指定管理者とし、その期間が令和11年3月31日としておりますけれども、先ほど御説明申し上げました議案第14号邑南町デイサービスセンター条例の一部改正に伴い、令和7年3月31日に変更するものでございます。以上、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。よろしく願いいたします。

●漆谷副議長（漆谷光夫） 以上で提出者からの提案理由の説明は、終了いたしました。ここで退場されております石橋議長の入場を求めます。これで議長としての職務は全て終了いたしました。皆さんの御協力、誠にありがとうございました。

（漆谷副議長は議長席を退席、石橋議長着席）

~~~~~○~~~~~

（日程第39 議案第35号）

●石橋議長（石橋純二） 日程第39。議案第35号指定管理期間の変更、を議題といたします。提出者からの提案理由の説明を求めます。

○大屋町長（大屋光宏） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） 番外、大屋町長。

○大屋町長（大屋光宏） 議案第35号の提案理由を御説明申し上げます。議案第35号は、日貫地区5自治会館の指定管理期間の変更について議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては地域みらい課長より説明しますので、よろしくお願いたします。

○田村地域みらい課長（田村哲） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） 番外、田村地域みらい課長。

○田村地域みらい課長（田村哲） 議案第35号指定管理期間の変更について、御説明申し上げます。日貫地区の5つの自治会館は、邑南町自治会館、多目的集会所及び農村公園条例第3条指定管理者による管理の規定により、それぞれの自治会を指定管理者として指定しています。指定管理者である自治会が3月31日をもって解散することに伴い、現在の指定期間を解散の予定日に変更するものです。変更前の指定管理期間は令和8年の3月31日までとなっておりますが、日貫5自治会が統合する令和7年4月1日の前日の令和7年3月31日までに変更するものです。以上、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いたします。

●石橋議長（石橋純二） 以上で、提出者からの提案理由の説明は、終了いたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第40 議案第36号 ） 、 （ 日程第41 議案第37号 ）

●石橋議長（石橋純二） 日程第40。議案第36号指定管理者の指定から、日程第41。議案第37号指定管理者の指定までを一括議題といたします。議案第36号から議案第37号につきましては、鍵本議員に直接利害関係のある事件であると認められますので、地方自治法第117条の規定により鍵本議員を除斥したいと思ます

が、これに御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 異議なしと認めます。したがって、鍵本議員を除斥することに決定をいたしました。鍵本議員の退場を求めます。

( 鍵本議員退場 )

●石橋議長(石橋純二) 提出者からの提案理由の説明を求めます。

○大屋町長(大屋光宏) 議長、番外。

●石橋議長(石橋純二) 番外、大屋町長。

○大屋町長(大屋光宏) 議案第36号から議案第37号までの提案理由を御説明申し上げます。議案第36号から議案第37号は指定管理者の指定について、議会の議決を求めるものでございます。議案第36号邑南町観光案内所、邑南町農林水産物直売・食材供給施設、議案第37号邑南町農産物処理加工施設の指定管理者を、産直市みずほ企業組合に指定しようとするものでございます。詳細につきましては、産業支援課長より説明しますのでよろしくお願ひいたします。

○小笠原産業支援課長(小笠原誠治) 議長、番外。

●石橋議長(石橋純二) 番外、小笠原産業支援課長。

○小笠原産業支援課長(小笠原誠治) 議案第36号指定管理者の指定(邑南町観光案内所及び邑南町農林水産物直売・食材供給施設)について御説明します。邑南町観光案内所及び邑南町農林水産物直売・食材供給施設は、邑南町下田所にある道の駅瑞穂の2施設でございます。これら施設は、これまでも産直市みずほ企業組合が指定管理を受けて運営し、いずれも指定期間が令和7年3月31日をもって終了いたしますが、この間良好な経営状態にあると判断し、指定期間を令和8年3月31日までの1年間とし継続して指定するものでございます。この指定につきましては、2月26日庁議に諮り、以上のことから、指名による指定管理者の候補として同企業組合を選定し、本日提案させていただくものでございます。

議案第37号指定管理者の指定(邑南町農産物処理加工施設)について御説明いた

します。邑南町農産物処理加工施設は、邑南町下田所にある、道の駅瑞穂に隣接した農産物加工場でございます。当該施設も、これまで産直市みずほ企業組合が指定管理を受けて運営し、指定期間が令和7年3月31日をもって満了いたしますが、この間良好な経営状態にあると判断し、指定期間を令和8年3月31日までの1年間とし継続して指定するものでございます。この指定につきましては、2月18日庁議に諮り、以上のことから、指名による指定管理者の候補として同企業組合を選定し、本日提案させていただくものでございます。以上、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。よろしくお願いいたします。

●石橋議長（石橋純二） 以上で、提出者からの提案理由の説明は、終了いたしました。ここで、退場されております鍵本議員の入場を求めます。

（ 鍵本議員入場 ）

~~~~~○~~~~~

（ 日程第42 議案第38号 ） 、 （ 日程第43 議案第39号 ）

●石橋議長（石橋純二） 日程第42。議案第38号町道路線の廃止から、日程第43。議案第39号町道路線の認定までを一括議題といたします。提出者からの提案理由の説明を求めます。

○大屋町長（大屋光宏） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） 番外、大屋町長。

○大屋町長（大屋光宏） 議案第38号及び議案第39号の提案理由を御説明申し上げます。まず議案第38号町道路線の廃止についてでございますが、これは町道1路線を廃止しようとするものでございます。次に議案第39号町道路線の認定についてでございますが、これは新規に1路線を認定しようとするものでございます。詳細につきましては、建設課長より説明しますのでよろしくお願いいたします。

○上田建設課長（上田修） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） 番外、上田建設課長。

**○上田建設課長（上田修）** 議案第38号町道路線の廃止、について御説明申し上げます。次のページの町道路線廃止調書を御覧ください。このたび廃止するのは1路線で、県道移管に伴う廃止です。また、次のページの路線廃止位置図も合わせて御覧ください。整理番号1、その他町道の矢上日和線ですが、起点矢上1938番地先から日和966番1地先までの、路線延長5,854mを廃止するものでございます。以上、道路法第10条第1項の規定により町道の路線を廃止したいので、同法第10条第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案第39号町道路線の認定、について御説明申し上げます。次のページの町道路線認定調書を御覧ください。このたび認定する路線は1路線で、県道から町道への移管に伴う認定でございます。次のページの路線認定位置図も合わせて御覧ください。整理番号1の、後原大釜谷線ですが、起点矢上885番9地先から終点日和2071番3地先までの、路線延長8133.9mを認定するものでございます。以上、道路法第8条第1項の規定により町道の路線を認定したいので、同法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

**●石橋議長（石橋純二）** 以上で、提出者からの提案理由の説明は、終了いたしました。

~~~~~○~~~~~

（日程第44 議案第40号）、（日程第45 議案第41号）  
（日程第46 議案第42号）、（日程第47 議案第43号）  
（日程第48 議案第44号）、（日程第49 議案第45号）

**●石橋議長（石橋純二）** 日程第44。議案第40号令和6年度邑南町一般会計補正予算第13号から、日程第49。議案第45号令和6年度邑南町下水道事業会計補正予算第2号、までを一括議題といたします。提出者からの提案理由の説明を求めます。

**○大屋町長（大屋光宏）** 議長、番外。

**●石橋議長（石橋純二）** 番外、大屋町長。

**○大屋町長（大屋光宏）** 議案第40号から議案第45号までの提案理由を御説明申し上げます。まず、議案第40号令和6年度邑南町一般会計補正予算第13号は、

歳入歳出それぞれ3億1,554万8,000円を減額するものでございます。次に、議案第41号令和6年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第5号は、歳入歳出それぞれ555万1,000円を減額するものでございます。次に、議案第42号令和6年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第5号は、歳入歳出それぞれ796万7,000円を減額するものでございます。次に、議案第43号令和6年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算第3号は、歳入歳出それぞれ246万4,000円を減額するものでございます。次に、議案第44号令和6年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第3号は、歳入歳出それぞれ2,187万3,000円を追加するものでございます。次に、議案第45号令和6年度邑南町下水道事業会計補正予算第2号は、資本的収入、資本的支出それぞれ420万円を減額するものでございます。以上、詳細につきましては、それぞれ担当課長より説明しますのでよろしく申し上げます。

**○三上財務課長（三上和彦）** 議長、番外。

**●石橋議長（石橋純二）** 番外、三上財務課長。

**○三上財務課長（三上和彦）** 議案第40号令和6年度邑南町一般会計補正予算第13号について説明します。予算書の1ページです。第1条歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3億1,554万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を164億3,040万7,000円とするものです。歳入歳出予算補正の款項の区分及び金額は、2ページから5ページの第1表歳入歳出予算補正に記載しています。第2条繰越明許費の追加は、6ページから7ページの第2表繰越明許費補正のとおりです。年度内執行が困難なものなどについて、翌年度への予算の繰越しの設定を行うものです。金額はそれぞれ限度額です。主なものですが、2款総務費1項総務管理費、事業名道の駅瑞穂整備事業、脱炭素先行地域づくり事業費、おおなんネット基幹システム改修事業費、4款衛生費1項保健衛生費、事業名病院費です。今年度予定していた事業の達成が困難なため、繰越しの限度額を設定するものです。この他の事業についても同様に、今年度予定していた事業の達成が困難なため、繰越限度額を設定するものです。追加分が21億5,706万8,000円で、繰越明許費合計額は21億6,694万7,000円となります。第3条の債務負担行為の追加及び変更は、8ページの第3表債務負担行為補正のとおりです。追加分は、事項道の駅瑞穂整備事業、期間令和7年度、限度額2億2,312万9,000円とするものです。変更分は、事項農業経営基盤強化資金利子補給金、変更前期間

平成24年度から令和13年度まで限度額385万6,000円を、変更後期間平成24年度から令和14年度まで限度額385万6,000円とするものです。第4条地方債の追加及び変更は、9ページの第4表地方債補正のとおりです。追加分は、急傾斜地崩壊防止対策事業債で限度額を40万円とするものです。変更分は、町営バス整備事業債は100万円減額の2,340万円、交通施設整備事業債は500万円減額の1,910万円、社会福祉施設整備補助事業債は100万円減額の790万円、老人福祉施設整備事業債は910万円追加の1,430万円、病院設備整備事業債は2,700万円減額の5億3,370万円、健康増進機器整備事業債は160万円減額の200万円、基盤整備促進事業債は260万円減額の5,090万円、道路改良舗装事業債は250万円減額の1億9,120万円、公営住宅建設事業債は170万円減額の6,160万円、学校施設整備事業債は100万円減額の6億8,720万円とするものです。変更分合計の限度額は、補正前の限度額16億2,560万円から3,430万円減額して15億9,130万円となり、これにより地方債の限度額の合計を補正前の限度額31億2,415万9,000円から3,390万円減額して、30億9,025万9,000円とするものです。補正予算の内容を、予算に関する説明書の事項別明細書で説明します。予算に関する説明書の4ページ5ページをお開きください。歳入です。1款町税1項町民税は、個人所得の増や事業所の収益減により338万円を追加するものです。2項固定資産税1目固定資産税は、償却資産の取得により739万円を追加するものです。3項軽自動車税2目種別割は、軽自動車数の増加などにより201万1,000円を追加するものです。10款地方交付税1項地方交付税1目地方交付税は、普通交付税で臨時経済対策費、臨時財政対策債償還基金費及び給与改定費の創設、調整控除額復活により1億1,572万円を追加するものです。6ページ7ページをお開きください。14款国庫支出金1項国庫負担金3目民生費国庫負担金は、実績に伴い施設型給付費負担金2,251万3,000円などで合わせて1,645万4,000円を追加するものです。8ページ9ページをお開きください。2項国庫補助金2目総務費国庫補助金は、補助金名称の変更により地方創生推進交付金を3,874万7,000円減額、地方創生拠点整備交付金を4億5,763万円を減額し、デジタル田園都市国家構想推進交付金を4億9,287万7,000円追加するものです。差額の350万円については、地区別戦略発展事業費実績に伴う減額です。地域脱炭素移行・再エネ推進交付金を1億2,007万7,000円減額、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を1,850万円減額などで、合わせて1億3,796万3,000円を減額するものです。14ページ15ページをお開きください。18款繰入金2項基金繰入金1目財政調整基金繰入金は、2億1,452万3,000円を減額するものです。これにより、年度末残高予

算は、10億7,476万6,000円となります。基金繰入金全体では、2億3,282万6,000円減の6億2,022万6,000円とするものです。16ページ17ページをお開きください。21款町債は、第4表地方債補正で説明のとおりです。20ページ21ページをお開きください。歳出です。2款総務費1項総務管理費1目一般管理費001職員給与費は、令和6年度末退職者の退職手当特別負担金のため1,891万8,000円を追加するものです。002一般管理費16減債基金管理費は、普通交付税に創設された臨時財政対策債償還基金費全額を令和7年度及び令和8年度の償還財源とするため、積立金3,342万2,000円を追加するものです。24まち・ひと・しごと創生基金管理費は、企業版ふるさと納税寄附金受領に伴う基金積立金10万円を追加するものです。027総務管理費補助金等返還金は、02過年度分新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金返還金で交付対象外になったものについて返還するものです。22ページ23ページをお開きください。6目企画費042脱炭素先行地域づくり事業費は、公立邑智病院ソーラーカーポート設置工事等の着工が翌年度に延期となったことにより1億962万5,000円を減額するものです。2項徴税费2目賦課徴収費001賦課徴収費は、邑智郡総合事務組合負担金（情報システム課）をシステム標準化に伴う税関係金額確定により552万2,000円を追加するものです。28ページ29ページをお開きください。3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費001社会福祉総務費は、邑智郡総合事務組合負担金（情報システム課）をシステム標準化に伴う福祉関係金額確定により543万2,000円を追加するものです。043住民税非課税世帯物価高騰重点支援給付金給付事業費は、実績が見込みを下回ったため1,190万7,000円を減額するものです。30ページ31ページをお開きください。7目介護保険事業費001介護保険事業費04邑智郡総合事務組合負担金（介護保険課）は、介護保険システム改修に係る機器構成見直しやリース開始月が遅くなったことにより2,386万8,000円を減額するものです。32ページ33ページをお開きください。3款民生費2項児童福祉費2目児童福祉措置費の001保育所措置費は、令和6年度人事院勧告を踏まえ上昇率10.7%程度の公定価格の改定が令和6年4月1日に遡及し行われたため、扶助費の不足分など2,341万7,000円を追加するものです。34ページ35ページをお開きください。4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費の006直営診療所事業特別会計繰出金は、診療報酬及び予防接種受託料などの減額に伴い243万8,000円を追加するものです。36ページ37ページをお開きください。8目病院費の001病院費は、医療機器整備分の金額確定により2,703万8,000円を減額するものです。38ページ39ページをお開きください。6款農林水産業費1項農業費3目農業振興費の010新規就農者支援事業は、2名の事業活

用予定者が1名となったことなどにより1,071万円を減額するものです。40ページ41ページをお開きください。2項林業費2目林業振興費の018邑南町森林環境保全対策基金活用事業は、事業実績により、1,525万3,000円を減額するものです。44ページ45ページをお開きください。8款土木費4項住宅費3目住宅政策費の003賃貸住宅建設補助事業は、実績により1,200万円を減額するものです。50ページ51ページをお開きください。10款教育費4項社会教育費2目公民館費の015公民館整備事業費は、田所公民館屋根に設置しているソーラーパネルと互換性のある蓄電池が年度内に発売されないことにより1,023万円を減額するものです。以上、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

○秋田町民課長（秋田敏子） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） 番外、秋田町民課長。

○秋田町民課長（秋田敏子） 議案第41号令和6年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第5号について御説明申し上げます。第1条歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ555万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億4,304万2,000円とするものでございます。詳細につきましては、予算に関する説明書の事項別明細書で御説明いたします。はじめに歳入でございます。1款1項国民健康保険税1目一般被保険者国民健康保険税でございますが、滞納繰越分の収入見込みの増に伴いまして341万9,000円の追加でございます。4款国庫支出金2項国庫補助金8目社会保障・税番号制度システム整備費補助金でございますが、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴う周知広報等事業補助金の確定に伴いまして4万5,000円の追加でございます。5款県支出金2項県補助金2目保険給付費等交付金2節特別交付金でございますが、保険者努力支援交付金の交付決定に伴いまして8,000円の減額でございます。次に9款繰入金1項基金繰入金1目国民健康保険事業基金繰入金でございますが、国民健康保険税滞納繰越分および延滞金の収入増、国庫補助金及び県補助金の増減に伴いまして、基金の取り崩しを438万1,000円減額するものでございます。次に、同款2項他会計繰入金1目一般会計繰入金でございますが、邑智郡総合事務組合負担金の減額に伴いまして、555万1,000円を減額するものでございます。次に11款諸収入1項延滞金加算金及び過料1目延滞金でございますが、収入見込みの増に伴いまして91万9,000円の追加でございます。次に同款2項雑入

2目雑入でございますが、保険給付返還金の追加に伴いまして6,000円の追加でございます。続きまして歳出でございます。1款総務費1項総務管理費1目国民健康保険事業一般管理費でございますが、邑智郡総合事務組合負担金の変更に伴いまして、555万1,000円を減額するものでございます。

続きまして、議案第42号令和6年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第5号について御説明申し上げます。第1条歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ796万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,311万3,000円とするものでございます。この度の補正は歳入歳出ともに事業実績見込みによるものでございます。詳細につきましては、予算に関する説明書の事項別明細書で御説明いたします。はじめに歳入でございます。1款診療収入2項外来収入でございますが、4か所の診療所合わせまして670万8,000円の減額、同款3項その他の診療収入は70万円の減額でございます。次に3款使用料及び手数料2項手数料1目文書料でございますが、矢上診療所の主治医意見書作成手数料が10万円の減額でございます。次に、8款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金でございますが、4か所の診療所の運営費補填分を合わせまして243万8,000円の追加でございます。次に10款諸収入2項受託事業収入3目予防接種等受託料でございますが、323万8,000円の減額でございます。インフルエンザ予防接種および新型コロナウイルスワクチン接種が見込みより少なかったことが主な要因でございます。次に同款3項雑入でございますが、阿須那・日貫・矢上診療所におけるマイナ保険証利用促進一時金を34万1,000円追加いたします。続きまして歳出でございます。1款総務費1項施設管理費1目一般管理費でございますが、阿須那診療所会計年度職員の手当および電気代の減額により20万6,000円、井原診療所の報償費・賃借料を1万3,000円、矢上診療所における医療事務の派遣日数の実績および電気料の減額に伴いまして241万2,000円を減額するものでございます。次に2款医業費1項医業費3目医療用衛生材料費でございますが、4か所の診療所の薬品や診療材料等の使用実績に基づきまして合わせまして533万6,000円を減額するものでございます。

続きまして、議案第43号令和6年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算第3号について御説明申し上げます。第1条歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ246万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億722万3,000円とするものでございます。この度の補正は、邑智郡総合事務組合の負担金の変更に伴うものでございます。詳細につきましては、予算に関する説明書の事項別明細書で御説明いたします。はじめに歳入でございます。5款繰入金1項一般会計繰入金1目事務費繰入金を246万4,000

0円減額するものでございます。続きまして歳出でございます。1款総務費1項総務管理費1目後期高齢者医療事業一般管理費につきまして、邑智郡総合事務組合情報システム課負担金を246万4,000円減額するものでございます。以上3会計につきまして、それぞれ地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○柳川情報みらい創造課長（柳川修司） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） 番外、柳川情報みらい創造課長。

○柳川情報みらい創造課長（柳川修司） 議案第44号令和6年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第3号、について御説明いたします。第1条歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ2,187万3,000円を追加し予算の総額を5億5,432万7,000円とするものでございます。続きまして第2条繰越明許費でございますが、2款電気通信事業費1項情報通信事業費は、加入者向けネットワーク整備事業費を1億6,085万円を限度に翌年度に繰り越すものです。理由は、半導体の流通不足等により資材の調達が困難なためです。それでは補正予算の内容を予算に関する説明書の事項別明細書で御説明いたします。まず歳入を御説明いたします。8款諸収入1項雑入1目雑入は、電気通信事業特別会計で行った事業により本年度申告分の消費税に対し還付金が生じたため1,443万9,000円を、また番組制作業務等を委託しております一般社団法人おおなんケーブルより委託料の過年度分の清算による返還金743万4,000円を、いずれも追加するものでございます。次に歳出でございます。3款基金積立金1項基金積立金1目電気通信事業基金積立金は、先ほど歳入で申し上げました消費税還付金及び過年度分業務委託料返還金を電気通信事業基金に積み立てるため、歳入と同額の2,187万3,000円を追加するものでございます。以上、令和6年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第3号につきまして、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

○高瀬水道課長（高瀬満晃） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） 番外、高瀬水道課長。

○高瀬水道課長（高瀬満晃） 議案第45号令和6年度邑南町下水道事業会計補正

予算第2号について御説明いたします。今回の補正は資本的収入、支出及び企業債について減額をするものでございます。補正予算書の1ページをお開きください。第2条資本的収入及び支出について、まず収入科目、第1款資本的収入第1項企業債は220万円減額して2億3,430万円、第5項国庫補助金は200万円減額して5,525万1,000円とするものでございます。次に支出科目、第1款資本的支出第1項建設改良費は420万円を減額し1億8,046万4,000円とするものでございます。第3条予算書第5条に定めた企業債の限度額についてですが、下水道事業債220万円減額して1,980万円とするものでございます。次に詳細を補正予算に関する説明書で御説明いたします。補正予算に関する説明書1ページをお開きください。資本的収入及び支出についてですが、まず収入ですが1款資本的収入は1項企業債1目企業債を220万円の減額、5項国庫補助金1目国庫補助金を200万円の減額、いずれも国庫補助金の減額に伴うものでございます。次に支出のほうですが、1款資本的支出2目ポンプ場建設改良費を国庫補助金減額に伴い420万円を減額するものでございます。以下2ページから予定キャッシュフロー計算書、事業開始貸借対照表及び予定貸借対照表等説明資料を添付しておりますので、御確認をお願いいたします。以上、地方公営企業法第24条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

●石橋議長（石橋純二） 以上で、提出者からの提案理由の説明は、終了いたしました。説明の途中ではございますが、ここで休憩に入らせていただきます。再開は午後2時35分とさせていただきます。

—— 午後 2時 22分 休憩 ——

—— 午後 2時 35分 再開 ——

~~~~~○~~~~~

（ 日程第50 議案第46号 ） 、 （ 日程第51 議案第47号 ）  
（ 日程第52 議案第48号 ） 、 （ 日程第53 議案第49号 ）  
（ 日程第54 議案第50号 ） 、 （ 日程第55 議案第51号 ）  
（ 日程第56 議案第52号 ）

●石橋議長（石橋純二） 再開をいたします。日程第50。議案第46号令和7年度邑南町一般会計予算から、日程第56。議案第52号令和7年度邑南町下水道事業

会計予算、までを一括議題といたします。提出者からの提案理由の説明を求めます。

○大屋町長（大屋光宏） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） 番外、大屋町長。

○大屋町長（大屋光宏） 議案第46号から議案第52号までの提案理由を、御説明申し上げます。まず、議案第46号令和7年度邑南町一般会計予算は、歳入歳出それぞれ136億6,300万円とするものでございます。次に、議案第47号令和7年度邑南町国民健康保険事業特別会計予算は、歳入歳出それぞれ13億390万円とするものでございます。次に、議案第48号令和7年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計予算は、歳入歳出それぞれ1億4,300万円とするものでございます。次に、議案第49号令和7年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計予算は、歳入歳出それぞれ4億4,100万円とするものでございます。次に、議案第50号令和7年度邑南町電気通信事業特別会計予算は、歳入歳出それぞれ5億2,700万円とするものでございます。次に、議案第51号令和7年度邑南町水道事業会計予算は、収益的収入及び支出については、収入総額3億7,622万5,000円支出総額4億508万1,000円を見込み計上し、資本的収入及び支出については、収入総額4億2,988万5,000円支出総額5億8,497万円を見込み計上し、収入不足額は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額等で補填するものでございます。次に、議案第52号令和7年度邑南町下水道事業会計予算は、収益的収入及び支出については、収入総額、支出総額それぞれ7億6,155万2,000円を見込み計上し、資本的収入及び支出については、収入総額4億8,159万7,000円支出総額6億6,674万7,000円を見込み計上し、収入不足額は過年度分損益勘定留保資金等で補填するものでございます。以上、詳細につきましてはそれぞれ担当課長より説明しますので、よろしく申し上げます。

○三上財務課長（三上和彦） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） 番外、三上財務課長。

○三上財務課長（三上和彦） 議案第46号令和7年度邑南町一般会計予算について説明します。予算書の1ページ第1条の歳入歳出予算の総額ですが、歳入歳出それぞれ136億6,300万円に定めるものです。前年度より22億8,800万円の

減としています。第2項歳入歳出予算の款項の区分及び金額は、2ページから6ページ第1表歳入歳出予算に記載しています。第2条の債務負担行為については、7ページの第2表債務負担行為に記載しています。7ページをお開きください。企業版ふるさと納税支援業務委託費は、令和7年度から8年度において企業版ふるさと納税支援業務に係る委託契約で定める費用の額を、創業等信用保証料補助金は令和7年度から8年度において576万2,000円を、断魚溪改修事業費は令和8年度において2,900万円を、令和8年度地域おこし協力隊員設置費は令和8年度において1億4,321万2,000円を限度額に、債務負担行為として定めるものです。1ページに戻ってください。第3条の地方債ですが8ページの第3表地方債に記載しています。8ページをお開きください。主なものですが過疎地域自立促進特別事業債、いわゆる過疎ソフトは前年度より1,070万円減の1億5,240万円を計上し病院費など17事業の財源としています。道の駅瑞穂整備事業債は、前年度より12億7,010万円減の1億260万円を計上しています。病院設備整備事業債は、邑智郡公立病院組合建設改良費負担金の財源とするため前年度より3億1,490万円減の2億4,580万円を計上しています。地方債合計額は、前年度より22億1,143万8,000円減の12億4,960万円を計上しています。1ページに戻ってください。第4条の一時借入金ですが、限度額を昨年度より20億円減額の30億円としています。これは、繰越事業の額も多く支出が集中する時期の資金不足を解消するためです。第5条の歳出予算の流用ですが、議決費目になる款及び項を超える流用については人件費のみ同一款内での流用を認めることとしています。予算の内容を、予算に関する説明書の事項別明細書で説明します。4ページ5ページをお開きください。歳入です。1款町税は、6ページ7ページの4項市町村たばこ税までです。町税全体では、前年度より1,185万9,000円増の10億7,140万3,000円とするものです。増額の要因は、定額減税が無くなることや個人所得増額を見込んでいることなどによるものです。一方、法人分の法人割及び固定資産税の減少を見込んでいます。6ページ7ページの2款地方譲与税から10ページ11ページの9款地方特例交付金までは、国の地方財政計画などを参考に計上しています。9款1項地方特例交付金については、町民税所得割の定額減税分が無くなることにより3,813万9,000円減額するものです。10款地方交付税1項地方交付税は、前年度より5,070万1,000円増の61億5,815万4,000円を計上しています。邑南町においては国や県から示されている資料により推計し、普通交付税は昨年度より1,117万5,000円増の54億1,552万6,000円、特別交付税は、3,952万6,000円増の7億4,262万8,000円を計上しています。16ページから19ページの14款国庫支出金1項国庫負担金は、前年度より5,19

9万4,000円増の6億4,200万4,000円を計上しています。18ページから21ページの2項国庫補助金は、前年度より4,600万5,000円減の11億7,877万2,000円を計上しています。減額の要因は、教育費国庫補助金の学校施設環境改善交付金の皆減などによるものです。22ページから23ページをお開きください。15款県支出金1項県負担金は、前年度より3億6,984万9,000円減の4億15万8,000円を計上しています。減額の要因は、2目総務費県負担金1節総務管理費負担金の道の駅瑞穂整備事業費負担金が、前年度より3億8,132万4,000円減などによるものです。34ページ35ページをお開きください。17款寄附金1項寄附金1目一般寄附金2節ふるさと寄附金は、前年度と同額の2億円を計上しています。18款繰入金2項基金繰入金1目財政調整基金繰入金は、予算編成に当たり、人件費の増額、物価高騰による増額、施設の除却に係る事業費など必要な経費や事業を行うために不足する財源を確保するため、前年度より3億981万円増の4億5,601万8,000円を繰り入れるものです。これにより年度末残高予算は、6億1,989万円となります。2目減債基金繰入金については、令和7年度起債償還分として2億2,487万5,000円を繰り入れるものです。3目地域振興基金繰入金については、井原コミュニティセンター整備事業費、道の駅瑞穂解体事業費などに充当するため、4,610万円を繰り入れるものです。36ページ37ページをお開きください。11目まちづくり推進基金繰入金は、道の駅瑞穂整備事業の財源に充てるため前年度より6,960万4,000円減の1,356万1,000円を繰り入れるものです。15目ふるさと基金繰入金は、ふるさと基金事業と基金を活用した29事業の財源に充てるため前年度より647万7,000円減の1億8,133万3,000円を繰り入れるものです。28目邑南町森林環境保全対策基金繰入金は、邑南町森林環境保全対策基金活用事業などを実施するため前年度より601万8,000円増の8,908万9,000円を繰り入れるものです。基金繰入金の合計では、前年度より2億8,675万3,000円増の10億2,617万3,000円を繰り入れることとなります。44ページから47ページの21款町債1項町債は、第3表地方債で説明のとおりです。48ページ49ページをお開きください。歳出です。48ページから53ページの2款総務費1項総務管理費1目一般管理費は、前年度より8,624万4,000円増の9億3,628万9,000円を計上しています。増額の要因は、001職員給与費が前年度より8,850万1,000円増などによるものです。54ページから57ページの5目財産管理費は、前年度より4,543万6,000円増の1億229万2,000円を計上しています。増額の要因は、一般財源で購入した公用車の一円管理に伴い前年度より002公用車管理費が421万円増、006普通財産管理費04普通財産解体処分費が4,598

万5,000円増などによるものです。56ページから61ページの6目企画費は、前年度より17億5,556万7,000円減の8億7,728万3,000円を計上しています。減額の要因は、020道の駅瑞穂整備事業が前年度より18億36万円減などによるものです。60ページから63ページの8目地域振興及び人口定住対策費は、前年度より5,542万円増の1億789万3,000円を計上しています。増額の要因は、前年度より014地域運営組織活動事業費が2,639万8,000円の皆増、015コミュニティセンター整備事業費が4,772万7,000円の皆増などによるものです。66ページから69ページの12目生活交通確保対策事業費は、2,968万7,000円減の9,692万5,000円を計上しています。減額の要因は、027邑南町地域公共交通計画策定費が338万6,000円減、前年度あった町営バス車両購入事業費の皆減などによるものです。68ページから71ページの2項徴税費2目賦課徴収費は、前年度より3,864万6,000円増の8,310万5,000円を計上しています。増額の要因は、システム標準化に伴う001賦課徴収費02邑智郡総合事務組合負担金（情報システム課）が前年度より2,978万1,000円の増、010固定資産評価替事務費823万9,000円の皆増などによるものです。70ページから73ページの3項戸籍住民基本台帳費1目戸籍住民基本台帳費は、前年度より2,058万1,000円増の1億4,255万2,000円を計上しています。増額の要因は、システム標準化に伴う001戸籍住民基本台帳費02邑智郡総合事務組合負担金（情報システム課）が前年度より2,101万2,000円増などによるものです。72ページ73ページの4項選挙費1目選挙管理委員会費は、前年度より、2,968万1,000円増の5,081万8,000円を計上しています。増額の要因は、001選挙管理委員会費02邑智郡総合事務組合負担金（情報システム課）が前年度より2,969万1,000円の増によるものです。4目町議会議員選挙費は、前年度より2,493万9,000円増の2,614万7,000円を計上しています。74ページ75ページの7目参議院議員選挙費は、前年度より皆増の1,778万9,000円を計上しています。76ページから81ページの3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費は、前年度より6,858万2,000円増の3億7,149万5,000円を計上しています。増額の要因は、前年度より001社会福祉総務費07邑智郡総合事務組合負担金（情報システム課）が2,262万9,000円の増、005国民健康保険事業特別会計繰出金が職員給与等繰出金及び基盤安定繰出金などの増により、4001万4,000円の増などによるものです。80ページ83ページの3目老人福祉費は、前年より1,704万2,000円増の3億2,206万8,000円を計上しています。増額の要因は、003後期高齢者医療事業特別会計繰出金が事務費繰出金の増などによ

り、前年より2,462万2,000円増などによるものです。82ページ83ページの5目国民年金事務費は、前年度より3,039万3,000円増の5,567万円を計上しています。増額の要因は、001国民年金事務費02邑智郡総合事務組合負担金（情報システム課）が、前年度より2,969万1,000円の増などによるものです。86ページ87ページの7目介護保険事業費は、前年度より2,250万7,000円減の3億5,447万2,000円を計上しています。この減額の要因は、001介護保険事業費04邑智郡総合事務組合負担金（介護保険課）が、前年度より2,242万7,000円の減によるものです。88ページから91ページの2項児童福祉費1目児童福祉総務費は、前年度より2,651万7,000円増の1億8,389万3,000円を計上しています。増額の要因は、令和6年10月からの改定に伴い006児童手当費が前年度より2,407万5,000円の増などによるものです。90ページから91ページの2目児童福祉措置費は、前年度より5,412万9,000円増の6億8,188万円を計上しています。増額の要因は、前年度より001保育所措置費01保育所措置費が、公定価格改定に伴い4,201万2,000円増、006地域子ども・子育て支援事業費04放課後児童健全育成事業が職員の賃金改定に伴い821万4,000円増などによるものです。100ページ101ページの4款衛生費1項保健衛生費5目予防費は、前年度より1,225万6,000円増の4,628万5,000円を計上しています。増額の要因は、003成人予防接種事業費が新型コロナウイルスワクチン及び带状疱疹予防接種に対応により前年度より1,693万9,000円増などによるものです。102ページ103ページの8目病院費は、前年度より3億1,350万5,000円減の5億6,145万7,000円を計上しています。減額の要因は、公立邑智病院本館棟建て替え事業に伴う建設改良負担金減などによるものです。2項清掃費1目廃棄物処理費は、前年度より862万1,000円増の2億7,861万2,000円を計上しています。増額の要因は、し尿処理場志谷苑基幹改修に伴う負担金増などによるものです。106ページから109ページの6款農林水産業費1項農業費3目農業振興費は、前年度より6,854万2,000円減の5億6,198万9,000円を計上しています。減額の要因は、前年度より、001邑南町農林総合事業費が893万9,000円減、010新規就農者支援事業が627万1,000円減、012産地創生事業費が539万2,000円減、023農業用ハウス等リース支援事業が3,019万4,000円減、034担い手経営発展支援事業が835万1,000円減などによるものです。114ページから115ページの2項林業費2目林業振興費は、前年度より1,265万7,000円増の3億310万円を計上しています。増額の要因は、前年より、008林業担い手育成・確保支援事業費が698万4,000円の増、01

8 邑南町森林環境保全対策基金活用事業が2, 561万8, 000円の増などによるものです。118ページ119ページの7款商工費1項商工費2目商工業振興費は、前年度より5, 712万9, 000円増の9, 505万1, 000円を計上をしています。増額の要因は、021 邑南町ICカード利用促進事業費（重点交付金）が、前年度より、5, 484万4, 000円の皆増などによるものです。118ページから123ページの3目観光費は、前年度より6, 220万2, 000円減の1億5, 838万5, 000円を計上しています。減額の要因は、前年度より、037いわみ温泉活用施設等改修事業費が1億3, 087万円減、009断魚溪管理費が3, 095万4, 000円増、012香木の森管理費が519万円増、013観光推進事業費が566万円増、017道の駅管理費が解体費も含めて2, 446万4, 000円増などによるものです。126ページ127ページの8款土木費2項道路橋りょう費3目道路新設改良費は、前年度より2, 688万9, 000円増の3億7, 023万4, 000円を計上しています。増額の要因は、前年度より、003道路新設改良費（簾金比羅線）が2, 105万円増、005道路新設改良費（片田善教寺原線）が9, 979万円増、008道路新設改良費（石見中央線交通安全対策）が947万8, 000円減、033道路新設改良費（日南川上田線災害防除事業）が1, 263万2, 000円減、道路安全対策事業費（町道石見南線）及び道路安全対策事業費（町道伴蔵線）の皆減などによるものです。132ページ133ページの9款消防費1項消防費1目常備消防費は、前年度より2, 151万3, 000円増の3億8, 371万6, 000円を計上しています。増額の要因は、001常備消防費01江津邑智消防組合負担金で、高機能消防指令センター消防緊急デジタル無線更新事業、車両更新整備事業などによるものです。134ページ135ページの3目消防設備費は、前年度より978万6, 000円減の2, 499万円を計上しています。減額の要因は、006消防車整備費が前年度より956万円減などによるものです。134ページから137ページの4目防災費は、前年度より705万5, 000円増の1, 620万8, 000円を計上しています。増額の要因は、001情報通信機器管理費03J-アラート改修事業費が前年度より1, 037万6, 000円の皆増などによるものです。142ページ143ページの10款教育費1項教育総務費5目学校給食費は、前年度より3, 776万9, 000円増の2億196万5, 000円を計上しています。増額の要因は、002給食センター備品整備費が4, 699万8, 000円の皆増、004給食車購入事業費が890万円の皆減などによるものです。142ページから145ページの2項小学校費1目学校管理費は、前年度より1, 848万2, 000円減の1億1, 467万円を計上しています。減額の要因は、001小学校総務費04小学校教科書改選指導書等整備事業費が前年度より1, 501万2, 000円減などに

よるものです。146ページ147ページの3目学校建設費は、前年度より1,356万7,000円増の1億767万5,000円を計上しています。増額の要因は、前年度より、005高原小学校改修事業費が3,450万3,000円増、027小学校照明設備対策事業費が1,091万9,000円減、029小学校施設衛生環境改善事業費が912万4,000円減などによるものです。148ページから151ページの3項中学校費3目学校建設費は、前年度より7億7115万4,000円減の3,758万2,000円を計上しています。減額の要因は、018石見中学校建設事業費が前年度より7億5,311万4,000円減によるものです。150ページから153ページの4項社会教育費1目社会教育総務費は、前年度より3,563万3,000円増の1億3,378万2,000円を計上しています。増額の要因は、002社会教育総務費が社会教育士の配置などにより659万1,000円増、003職員給与費が2,163万6,000円増、015地域クラブ活動等事業費が247万9,000円の皆増、016社会教育主事配置費が472万2,000円の皆増によるものです。152ページから155ページの4項社会教育費2目公民館費は、前年度より3,152万3,000円減の2億1,392万3,000円を計上しています。減額の要因は、002公民館総務費は、002公民館総務費が前年度より695万円増、006公民館改修事業費が2,537万3,000円減、前年度にあった公民館照明設備対策事業費及び公民館整備事業費の田所公民館蓄電池整備事業費が皆減などによるものです。158ページから161ページの5項保健体育費1目保健体育総務費は、前年度より751万5,000円増の1,888万1,000円を計上しています。増額の要因は、004共生社会の実現関連事業費07フィンランド共和国交流事業費が264万9,000円増、008国民スポーツ大会事業費が516万3,000円の皆増などによるものです。2目体育施設費は、前年度より9,463万8,000円増の1億1,535万円を計上しています。増額の要因は、006体育施設照明設備対策事業費が9,574万7,000円増などによるものです。162ページ163ページの98款予備費は、前年度同様3,000万円を計上しています。以上、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるところでございます。よろしくお願いいたします。

○秋田町民課長（秋田敏子） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） 番外、秋田町民課長。

○秋田町民課長（秋田敏子） 議案第47号令和7年度邑南町国民健康保険事業特

別会計予算について御説明申し上げます。第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13億390万円と定めるものでございます。前年度と比較いたしまして、1,090万円の増額でございます。詳細につきましては、予算に関する説明書の事項別明細書で御説明いたします。はじめに歳入でございます。1款1項国民健康保険税でございますが、総額1億3,640万7,000円でございます。前年度と比較いたしまして、817万9,000円の増額を見込んでおります。これは、被保険者数の減少及び医療費増加傾向により税率を引き上げたことに伴うものでございます。次に、3款使用料及び手数料2項手数料でございますが、督促手数料を1万円見込んでおります。次に、5款県支出金2項県補助金でございます。2目保険給付費等交付金は、9億7,192万5,000円で前年度と比較いたしまして1,420万7,000円の減額でございます。この内訳でございますが、1節普通交付金が9億2,829万2,000円で1,504万7,000円の減額でございます。これは、町が保険者として支払う7割相当部分の療養の給付などの補填分でございます。2節特別交付金は、4,363万3,000円で前年度と比較いたしまして84万円の増額でございます。次に、7款財産収入1項財産運用収入でございますが、国民健康保険事業基金利子を3万7,000円見込んでおります。次に、9款繰入金1項基金繰入金は2,857万6,000円でございます。前年度と比較いたしまして2,309万1,000円の減額でございます。この要因といたしましては、被保険者数の減少及び医療費増加傾向により税率を引き上げたことに伴う国民健康保険税の収入の増加及び国保事業納付金の減額によるものでございます。次に、同款2項他会計繰入金1目一般会計繰入金でございますが、1節保険基盤安定繰入金が4,754万4,000円でございます。2節一般会計繰入金は、1億1,927万1,000円で前年度と比較いたしまして3,491万4,000円の増額でございます。これは基幹システムの標準化に伴う邑智郡総合事務組合負担金の増額に伴うものでございます。次に、10款1項繰越金でございますが10万円を計上、11款諸収入につきましては1項延滞金、加算金及び過料を1万円、2項雑入を2万円を計上しております。続きまして、歳出でございます。はじめに、1款総務費1項総務管理費でございますが、9,248万9,000円で前年度と比較いたしまして3,517万4,000円の増額でございます。これは邑智郡総合事務組合負担金の増額が主な要因でございます。次に、同款2項徴収費でございますが、賦課徴収にかかる経費といたしまして153万7,000円を計上しております。次に、同款3項運営協議会費でございますが、29万5,000円を計上しております。次に、2款保険給付費1項療養諸費につきましては、7億9,640万6,000円で前年度と比較いたしまして1,065万6,000円の減額でございます。次に、同款2項高額療養費でございますが、

1億3,173万6,000円で前年度と比較いたしまして424万1,000円の減額でございます。次に、同款3項出産育児諸費は200万1,000円、4項葬祭諸費は81万円、5項移送費は15万円、6項傷病手当金は5万円を計上しております。次に、5款保健事業費1項保健事業費でございますが、国保ヘルスアップ事業分として79万4,000円、同款2項特定健康診査等事業費は、1,231万2,000円を計上しております。7款1項基金積立金でございますが、国民健康保険事業基金利子分の積立を3万7,000円計上しております。9款諸支出金1項償還金及び還付加算金は51万5,000円を計上、同款3項繰出金は特別調整交付金に直営診療所運営費分が算入されておりますので、その額445万5,000円を直営診療所事業特別会計に繰り出すものでございます。次に、12款国民健康保険事業費納付金でございます。この納付金は島根県に納めるものでございます。県では、県全体の保険給付費を推計しその推計額から国庫負担金等県の歳入となる公費を控除して納付金算定基礎額を算出いたします。この基礎額に、県内各市町村の医療費水準や所得水準等に基づき按分した額が国民健康保険事業費納付金として市町村に請求されることとなります。1項医療給付費分が1億8,008万7,000円、2項後期高齢者支援金等分が5,978万4,000円、3項介護納付金分が1,750万3,000円でございます。町が県に納める国民健康保険事業費納付金の総額は2億5,737万4,000円でございます。これは、前年度と比較いたしまして832万9,000円の減額でございます。次に、98款予備費といたしまして、293万9,000円の計上でございます。

議案第48号令和7年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計予算、について御説明申し上げます。第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億4,300万円と定めるものでございます。前年度と比較いたしまして450万円の増額でございます。詳細につきましては、予算に関する説明書の事項別明細書で御説明いたします。はじめに歳入でございます。1款診療収入2項外来収入でございますが、4か所の診療所の総額を3,482万7,000円と見込んでおります。次に、同款3項その他の診療収入でございますが、阿須那・日貫・矢上診療所の総額を85万5,000円と見込んでおります。次に、3款使用料及び手数料でございますが、1項使用料は矢上診療所医師住宅使用料を26万4,000円、2項手数料は文書料を33万4,000円見込んでおります。次に、5款県支出金1項県補助金でございますが、へき地医療対策費補助金として井原・矢上診療所分合わせまして746万円を計上しております。次に、8款繰入金1項他会計繰入金でございますが、4か所の診療所の運営費補填分といたしまして5,833万3,000円、市町村債償還金分といたしまして2,250万5,000円で、合計8,083万8,000円を計上して

おります。前年度と比較いたしまして1, 211万円の増額でございます。次に、同款3項事業勘定繰入金でございますが、へき地診療所の阿須那および日貫診療所の運営費補填分、また矢上診療所代診医派遣費用補填分が特別調整交付金として国保会計に算入されますので、その額の445万5, 000円を計上しております。次に、10款諸収入2項受託事業収入でございますが、特定健康診査等受託料、一般検査受託料、予防接種等受託料を合わせまして1, 396万5, 000円を計上しております。新たに新型コロナウイルスワクチン接種、带状疱疹ワクチン接種受託料を計上したため前年度と比較いたしまして760万3, 000円の増額でございます。次に同款3項雑入は2, 000円の計上でございます。続きまして歳出でございます。はじめに、1款総務費1項施設管理費でございますが、4か所の診療所の総額は9, 264万6, 000円で前年度と比較いたしまして124万1, 000円の増額でございます。次に、2款医業費1項医業費でございますが、4か所の診療所の総額は2, 042万7, 000円で前年度と比較いたしまして510万5, 000円の増額でございます。主な要因といたしまして、新型コロナウイルスワクチンおよび带状疱疹ワクチンの購入によるものでございます。次に、3款1項施設整備費でございますが阿須那診療所のLED更新のため671万2, 000円を計上しております。次に、4款1項公債費でございますが町債償還金の元金及び利子分を合わせまして2, 250万5, 000円を計上しております。次に、98款予備費といたしまして71万円の計上でございます。

議案第49号令和7年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計予算、について御説明申し上げます。予算書の1ページでございます。第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億4, 100万円と定めるものでございます。前年度と比較いたしまして2, 900万円の増額でございます。詳細につきましては、予算に関する説明書の事項別明細書で御説明いたします。はじめに歳入でございます。1款1項後期高齢者医療保険料でございますが、後期高齢者医療広域連合が実績に基づき算出したもので1億5, 359万8, 000円でございます。前年度と比較いたしまして、437万8, 000円の増額でございます。次に、5款繰入金1項一般会計繰入金でございますが、事務費繰入金、保険基盤安定繰入金及び療養給付費負担金繰入金を合わせまして、2億8, 736万1, 000円でございます。前年度と比較いたしまして2, 462万2, 000円の増額となっており、主な要因といたしまして邑智郡総合事務組合情報システム課負担金の増額によるものでございます。次に、7款諸収入2項広域連合納付金でございますが保険料還付金、還付加算金合わせまして4万1, 000円を計上しております。続きまして歳出でございます。1款総務費1項総務管理費でございますが、5, 707万1, 000円でございます。前年度と比較いたしまして

3, 524万9, 000円の増額となっており、主な要因といたしましては邑智郡総合事務組合情報システム課負担金の増額によるものでございます。次に、同款2項徴収費でございますが69万6, 000円を計上しております。次に、2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合負担金でございます。1目の保険料等負担金は2億1, 323万9, 000円で、内訳につきましては、保険料負担金が1億5, 359万8, 000円、低所得者等の保険料軽減分として公費で補填をされる保険基盤安定負担金が5, 964万1, 000円でございます。2目療養給付費負担金は、1億6, 947万2, 000円で、これは広域連合が現役並み所得者以外の被保険者に係る療養の給付等に要する費用を令和5年度の実績に基づく按分率により、市町村別負担金として請求するものでございます。同額を一般会計より繰り入れております。次に、4款諸支出金1項償還金及び還付加算金でございますが、保険料還付金と還付加算金で4万1, 000円を計上。98款予備費といたしまして48万1, 000円の計上でございます。以上、3会計につきましてそれぞれ地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○柳川情報みらい創造課長（柳川修司） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） 番外、柳川情報みらい創造課長。

○柳川情報みらい創造課長（柳川修司） 議案第50号令和7年度邑南町電気通信事業特別会計予算について、御説明いたします。第1条予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億2, 700万円と定めるものでございます。第2条地方債は情報基盤整備事業の財源として充当するため借り入れるものです。それでは、予算の内容を予算に関する説明書の事項別明細書で説明いたします。はじめに歳入から御説明いたします。1款分担金及び負担金2項負担金1目情報通信施設負担金でございますが、新規加入者を30件引き込み工事を38か所と見込み290万2, 000円としております。次に、2款使用料及び手数料1項使用料1目情報通信施設使用料でございますが、インターネット利用料及びNHK受信料の団体一括徴収は増額を見込んでおりますが、世帯数の減少等によりテレビの基本チャンネル利用料及びIP電話使用料は減額となっており、情報通信施設使用料は2億4, 788万円でございます。6款繰入金につきましては、1項基金繰入金1目電気通信事業基金繰入金が1, 385万9, 000円、2項他会計繰入金1目一般会計繰入金を3, 838万2, 000円としております。8款諸収入は、NHK団体一括手数料等で381万5, 000円としておりま

す。9款町債は、情報基盤整備事業の財源として見込んでいるものでございまして2億1,970万円を計上しております。次に歳出でございます。1款総務費1項総務管理費1目電気通信事業一般管理費でございますが、右の説明欄に記載しておりますように001電気通信事業一般管理費に1,343万5,000円を計上しております。002施設維持費は、4,673万1,000円としております。この中には、ONUなどの修繕費、電柱共架料、機器の保守委託料のほか、工事請負費として支障移転工事費1,700万円を見込んでおります。006のサービス業務費は、CSの使用料、IP回線使用料、インターネット回線使用料などで6,820万9,000円としております。また、017おおなんケーブルテレビ業務委託費につきましては、7,506万4,000円としております。2款の電気通信事業費につきましては、はじめに説明欄001放送設備整備事業費でございます。01放送設備整備事業費は、放送にかかる基幹ネットワークの更新を行うものです。次に、3款基金積立金につきましては、施設加入者負担金とインターネット利用料の一部などを積み立てるもので1,944万1,000円を見込んでおります。4款公債費につきましては、元金が1,647万3,000円となっております。公債費利子が、957万2,000円でございます。4款の公債費合計は2,604万5,000円としております。以上、令和7年度邑南町電気通信事業特別会計予算につきまして、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

○高瀬水道課長（高瀬満晃） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） 番外、高瀬水道課長。

○高瀬水道課長（高瀬満晃） 議案第51号令和7年度邑南町水道事業会計予算について説明いたします。まず、第2条業務の予定量は給水件数を4,138件、年間総給水量を91万4,408立方メートル、一日平均給水量を2,505立方メートル、主要な建設改良事業、水道施設整備事業として、3億1,406万1,000円を予定しています。次に、第3条収益的収入及び支出についてです。収入、第1款水道事業収益を3億7,622万5,000円、第1項営業収益を2億1,329万4,000円、第2項営業外収益を1億6,293万1,000円予定しています。続いて支出、第1款水道事業費用を4億508万1,000円、第1項営業費用を3億6,690万9,000円、第2項営業外費用を3,767万2,000円、第3項予備費を50万円予定しています。次に、第4条資本的収入及び支出についてで

す。収入、第1款資本的収入を4億2,988万5,000円、第1項企業債を2億1,680万円、第2項国庫補助金を8,815万6,000円、第3項他会計補助金を1億2,492万9,000円予定しています。続いて、支出、第1款資本的支出を5億8,497万円、第1項建設改良費を3億1,528万6,000円、第2項企業債償還金を2億6,968万4,000円予定しています。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億5,508万5,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額751万6,000円、過年度分損益勘定留保資金5,779万9,000円及び当年度分損益勘定留保資金8,977万円を補填するものとしております。第5条では、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めており、限度額は2億1,680万円としております。第6条では、一時借入金 の限度額を1億円と定めております。第7条では、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合について定めており、営業費用及び営業外費用の間の流用としております。第8条では、議会の議決を経なければ流用することができない経費として、職員給与費5,979万5,000円を定めております。第9条では、水道事業健全財政運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を1,702万2,000円と定めております。第10条では、棚卸し資産の購入限度額として、300万円を定めております。次ページより邑南町水道事業会計予算に関する説明書として、予算実施計画、予定キャッシュフロー計算書、給与費明細書、予定貸借対照表、令和6年度予定損益計算書、令和6年度予定貸借対照表等を添付しておりますので御確認をお願いいたします。

続きまして、議案第52号令和7年度邑南町下水道事業会計予算について説明します。まず、第2条業務の予定量は水洗化人口を8,077人、年間総処理水量を93万6,642立方メートル、一日平均処理水量を2,566立方メートル、主要な建設改良事業として、管渠整備事業1,559万8,000円、ポンプ場整備事業9,797万3,000円、処理場整備事業3,810万円、浄化槽整備事業2,341万7,000円を予定しています。次に、第3条収益的収入及び支出についてです。収入、第1款下水道事業収益を7億6,155万2,000円、第1項営業収益を1億8,883万8,000円、第2項営業外収益を5億7,271万4,000円予定しています。続いて支出、第1款下水道事業費用を7億6,155万2,000円、第1項営業費用を7億840万2,000円、第2項営業外費用を5,236万円、第4項予備費を79万円予定しています。営業費用中の公営企業会計支援業務194万1,000円の財源に充てるため企業債190万円を借り入れます。次に、第4条資本的収入及び支出についてです。収入、第1款資本的収入を4億8,159万7,000円、第1項企業債を2億3,620万円、第3項他会計補助金を1億7,

805万7,000円、第5項国庫補助金6,534万円、第7項負担金等を200万円予定しています。続いて支出、第1款資本的支出を6億6,674万7,000円、第1項建設改良費を1億7,508万8,000円、第3項企業債償還金を4億9,165万9,000円予定しています。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億8,515万円は、過年度分損益勘定留保資金8,167万7,000円、当年度分損益勘定留保資金1億347万3,000円で補填するものとしております。第5条では、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めており、限度額は2億3,810万円としております。第6条では、一時借入金の限度額を1億円と定めております。第7条では、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合について定めており、営業費用及び営業外費用の間の流用としております。第8条では、議会の議決を経なければ流用することができない経費として、職員給与費6,364万4,000円を定めております。第9条では、下水道事業運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を5億3,585万8,000円と定めております。次ページより邑南町下水道事業会計予算に関する説明書として、予算実施計画、予定キャッシュフロー計算書、給与費明細書、予定貸借対照表、令和6年度予定損益計算書、令和6年度予定貸借対照表等を添付しておりますので御確認をお願いします。以上、地方公営企業法第24条の規定により、議会の議決を求めますのでございます。よろしくお願いたします。

●石橋議長（石橋純二） 以上で提出者からの提案理由の説明は、終了いたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 散会宣告 ）

●石橋議長（石橋純二） 以上で、本日の日程は全て議了いたしました。本日はこれにて散会いたします。お疲れ様でした。

—— 午後 3時 37分 散会 ——